

最高裁判所 事務総局 刑事局 御中

裁判員制度の制度設計等に関する
調査研究報告書

— 「裁判員制度についてのアンケート」の実施と分析 —

【 概要版 】

平成18年 3月

株式会社 NTT データ経営研究所

第1 調査研究の概要	3
1 調査研究の背景と目的	3
(1) 調査研究の背景	3
(2) 調査研究の目的	3
2 調査研究の実施方法	4
(1) 国民に対するアンケート調査	4
(2) 文献調査	4
第2 アンケート調査の実施結果	5
1 アンケート調査の概要	5
(1) 調査の主体	5
(2) 調査の項目	5
(3) 調査の対象	5
(4) 調査の方法	5
(5) 標本抽出の方法	6
(6) 調査の期間	6
(7) 調査結果に係わる注意点	6
(8) その他の調査の引用	7
2 回答者のプロフィール	8
(1) 回収結果	8
(2) 個人属性	10
(3) 職業・業種等	14
(4) 居住地域	20
第3 裁判員制度についてのアンケート結果のポイント	23
1 裁判員としての参加意欲と参加する場合の障害事由	23
(1) 裁判員としての参加意欲	23
(2) 裁判員として参加する場合の障害事由	24
(3) 裁判員としての参加意欲と参加する場合の障害事由の関連	26
2 裁判員としての参加可能性	28
(1) 裁判の開廷日数(連続開廷)と国民の裁判員としての参加	29
(2) 裁判の開廷日数(連続開廷)と国民の裁判員としての参加(年齢及び職業等)	30
(3) 参加できる(できない)場合の理由	34
(4) 1年の予定(裁判員として参加できない特定の月の有無)と国民の裁判員としての参加	38
(5) 1年の予定(裁判員として参加しやすい特定の月の有無)と国民の裁判員としての参加	43
(6) 1年の予定と国民の裁判員としての参加(職業及び業種等)	46
3 裁判員として参加可能な日程調整	48
(1) 裁判の開廷方法(裁判日数が5日の場合)と国民の裁判員としての参加	48
(2) 裁判の開廷方法(裁判日数が10日の場合)と国民の裁判員としての参加	50
(3) 裁判の開廷日数(休廷日をはさむ場合)と国民の裁判員としての参加	52
(4) 日程調整(5日間の予定の場合)と国民の裁判員としての参加	54

(5) 日程調整(10日間の予定の場合)と国民の裁判員としての参加	55
4 国民が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備	56
(1) サラリーマンの場合	56
(2) 介護・養育を要する場合	59
(3) 裁判の進め方	61
5 国民の特性に対応したきめ細かな対応	63
(1) 全体の傾向に比べてより顕著な特色の見られるグループを識別する視点	63
(2) 全体の傾向に比べてより顕著な特色の見られるグループとその特性	65
(3) 国民が裁判員として参加するための施策	65
(4) 国民の属性等を踏まえたきめ細かな対応	65
第4 成果と展望	70
1 成果	70
2 展望	70

第1 調査研究の概要

1 調査研究の背景と目的

(1) 調査研究の背景

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が平成 16 年 5 月 28 日に公布され、平成 21 年 5 月までに国民が裁判員として刑事裁判に参加する裁判員制度が実施されることになる。この裁判員制度が円滑に運営され、国民の間に定着するためには、国民の協力が不可欠である。したがって、より良い制度設計のためには、裁判員制度への参加に関する国民の障害事由や意欲の現状を的確に把握する必要がある。

(2) 調査研究の目的

本調査においては、国民が参加しやすい制度設計を行うことを目的として、裁判員制度への参加に関する国民の障害事由、意欲等を的確に把握するほか、裁判員候補者となった場合の国民のニーズ及び国民の行動パターンを調査することとする。

2 調査研究の実施方法

(1) 国民に対するアンケート調査

アンケート調査では、日本国籍を持つ 20 歳以上の男女を対象とし、各都道府県の人
口構成に合わせて、ランダムサンプリングによって実施する。

(2) 文献調査

調査研究では、アンケート調査の補完的手段として、文献調査も実施することとする。
文献調査では、国内外の書籍、報告書、白書、統計、新聞や雑誌などマスコミ等を通じて
公表された一般的あるいは専門の情報など、幅広い公知情報を対象とする。

第2 アンケート調査の実施結果

1 アンケート調査の概要

(1) 調査の主体

調査の主体は最高裁判所事務総局刑事局である。調査の実施は弊社が行ったが、実査は株式会社日経リサーチに委嘱した。

(2) 調査の項目

国民が参加しやすい制度設計を行うことを目的として、裁判員制度への参加に関する国民の障害事由、意欲等を的確に把握するほか、裁判員候補者となった場合の国民のニーズ及び国民の行動パターンを明らかにするために、以下の項目を設定した。

- ・ 裁判員制度への参加意欲
- ・ 参加にあたっての障害
- ・ 参加する場合の時間的制約（参加可能日数）とその理由
- ・ 参加する場合の裁判の開催日程（5日の場合、10日の場合）
- ・ 裁判に休廷日をはさんで参加する際の時間的制約（参加可能日数）
- ・ 年間予定（参加しやすい月や参加しにくい月、年間予定の決定時期）
- ・ 予定の計画時期
- ・ 参加しやすくするための社会の環境整備のあり方
- ・ 参加しやすくするための裁判のあり方
- ・ 対象者の属性

年齢／性別／家族構成（配偶者・子供・要介護者の有無）／職業（職業・業種・職種）／会社規模（会社全体・事業所）／裁判所までの交通事情（交通手段・所要時間）

(3) 調査の対象

全国の20歳以上の男女を対象とする。標本数は8,300サンプルとする。

(4) 調査の方法

調査員による訪問留置調査を採用する。実査においては、対象者に別添の裁判員制度についての説明資料を事前に送付し、後日、調査員が対象者を訪問した際、資料の内容を口頭で説明し、対象者に裁判員制度の概要を理解してもらった上でアンケートに記入してもらうこととする。

(5) 標本抽出の方法

住民基本台帳に基づき、①政令指定都市②人口 20 万人以上の市③人口 10 万人以上の市④人口 10 万人未満の市⑤町村のレベルで、無作為に層化二段抽出を実施する。
なお、地点の設定においては、1 地点約 20 サンプルとし、全国 433 地点とする。

(6) 調査の期間

平成 18 年 1 月 14 日（土）～ 2 月 26 日（日）

(7) 調査結果に係わる注意点

N は質問に対する回答者数で、100% が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。

標本誤差は回答者数 (N) と得られた結果の比率によって異なるが、単純任意抽出法 (無作為抽出) を仮定した場合の誤差 (95% は信頼できる誤差の範囲) は下記のとおりである。

各回答の 比率 N	10% (又は 90%)	20% (又は 80%)	30% (又は 70%)	40% (又は 60%)	50%
7,000	±0.7	±0.9	±1.1	±1.1	±1.2
5,000	±0.8	±1.1	±1.3	±1.4	±1.4
3,000	±1.1	±1.4	±1.6	±1.8	±1.8
2,500	±1.2	±1.6	±1.8	±1.9	±2.0
2,000	±1.3	±1.8	±2.0	±2.1	±2.2
1,000	±1.9	±2.5	±2.8	±3.0	±3.1
500	±2.6	±3.5	±4.0	±4.3	±4.4
100	±5.9	±7.8	±9.0	±9.6	±9.8

出典：内閣府資料より

なお、本調査のように層化二段抽出法による場合は標本誤差が若干増減することもある。また、誤差には調査員のミスや回答者の誤解などによる計算不能な非標本誤差もある。

他方、質問の種類を示す記号は次のとおりである。

● SA : 1 回答者が 1 つの回答をすることができる質問 (Single Answer の略)。

● MA : 1 回答者が 2 以上の回答をすることができる質問 (Multiple Answers の略)。

また、結果数値 (%) は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。

(8) その他の調査の引用

本報告書で結果を引用する過去のアンケート調査は、以下のとおりである。

○『内閣府裁判員世論調査』

「裁判員制度に関する世論調査」内閣府世論調査報告書，平成 17 年 2 月調査。

2 回答者のプロフィール

(1) 回収結果

ア 有効回収

本調査の対象数は、8,300 である。そのうち回収数は 5,345 であり、未回収数は 2,955 であった(図 2-2-1)。しかしながら、回収数 5,345 のうち、無効回収数 173 が含まれていたため、本調査の有効回収数(N)は、それらを取り除いた 5,172 とする。したがって、本調査の有効回収率は 62.3%となる。

図 2-2-1 アンケートの回収状況

調査対象数	8,300	
回収数(率)	5,345	(64.4%)
有効回収数(率)	5,172	(62.3%)
無効回収数	173	
未回収数	2,955	

イ 無効回収と未回収

無効回収数 173 の内訳は、対象外職業が 59、その他が 114 であった(図 2-2-2)。

対象外職業とは、回答者が裁判員の参加する刑事裁判に関する法律上の就職禁止事由に該当する以下の職業にあてはまる場合である。

- ・国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
- ・大学または大学院の法律学の教授、助教授
- ・都道府県知事および市町村長(特別区長も含む)
- ・自衛官、裁判官、検察官、弁護士、警察官、司法警察職員として職務を行う者、弁理士、司法書士、公証人、裁判所職員、法務省職員、司法修習生

また、その他とは、無効回答が多い、属性に係る設問において空欄がある、対象者本人以外が記入したなどの場合である。

図 2-2-2 無効回収の内訳

無効回収(173)内訳	
対象外職業	59
その他	114

なお、未回収数 2,955 の内訳は、配布拒否が 1,254、回収拒否が 351、不在が 706、転居が 341、不明が 177、その他が 126 である(図 2-2-3)。

図 2-2-3 未回収の理由

未回収(2,955)内訳	
配布拒否	1,254
回収拒否	351
不在	706
転居	341
不明(家が見つからず)	177
その他(オートロックで面会不能等)	126

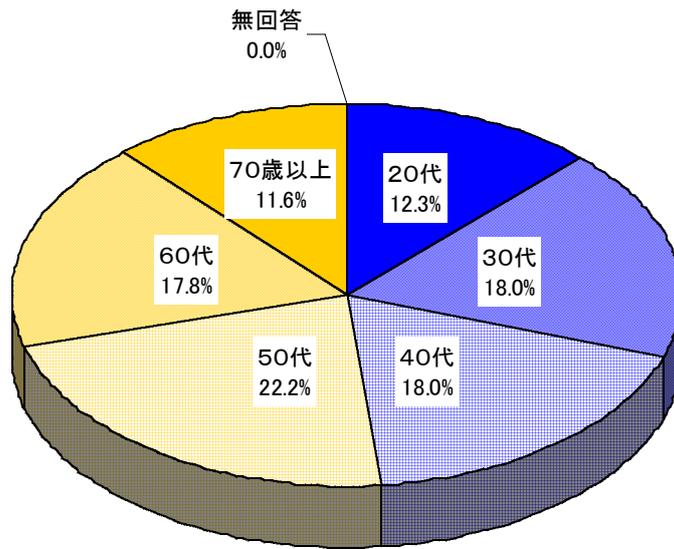
(2) 個人属性

ア 年齢

回答者の年齢は、図 2-2-4 に示すように、「20代」が 12.3%、「30代」が 18.0%、「40代」が 18.0%、「50代」が 22.2%、「60代」が 17.8%、「70歳以上」が 11.6%である。

図 2-2-4 回答者の年齢(SA)

N=5172

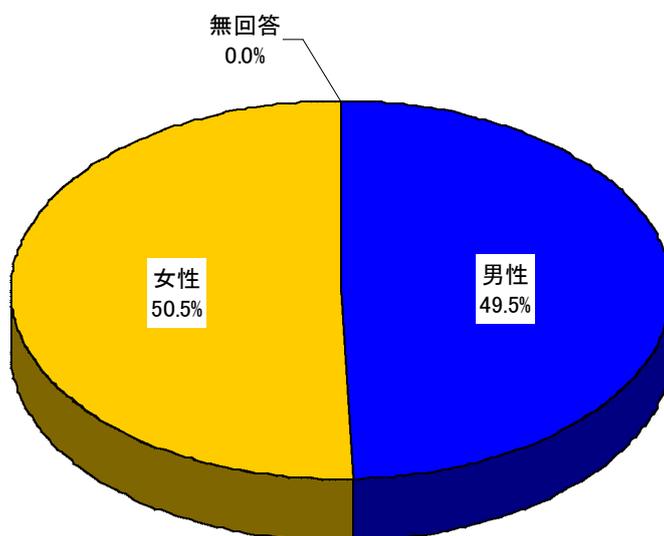


イ 性別

調査対象の男女比は、図 2-2-5 に示すように、「男性」49.5%、「女性」50.5%である。

図 2-2-5 回答者の性別（SA）

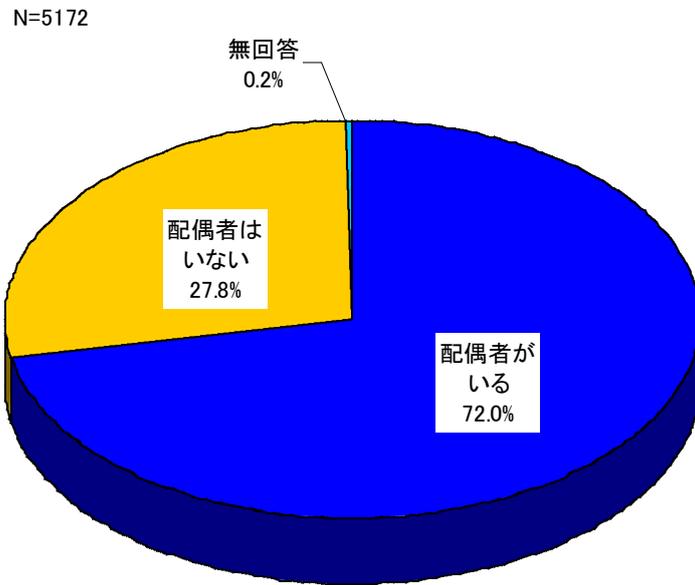
N=5172



ウ 家族構成(配偶者の有無)

回答者の家族構成(配偶者の有無)は、図 2-2-6 に示すように、「配偶者がいる」が72.0%、「配偶者はいない」が27.8%である。

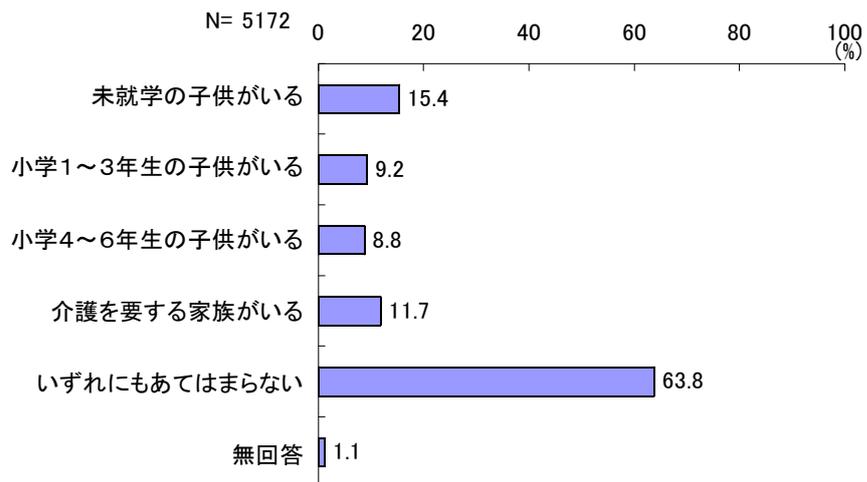
図 2-2-6 回答者の家族構成(配偶者の有無)(SA)



エ 家族構成(子供・要介護者)

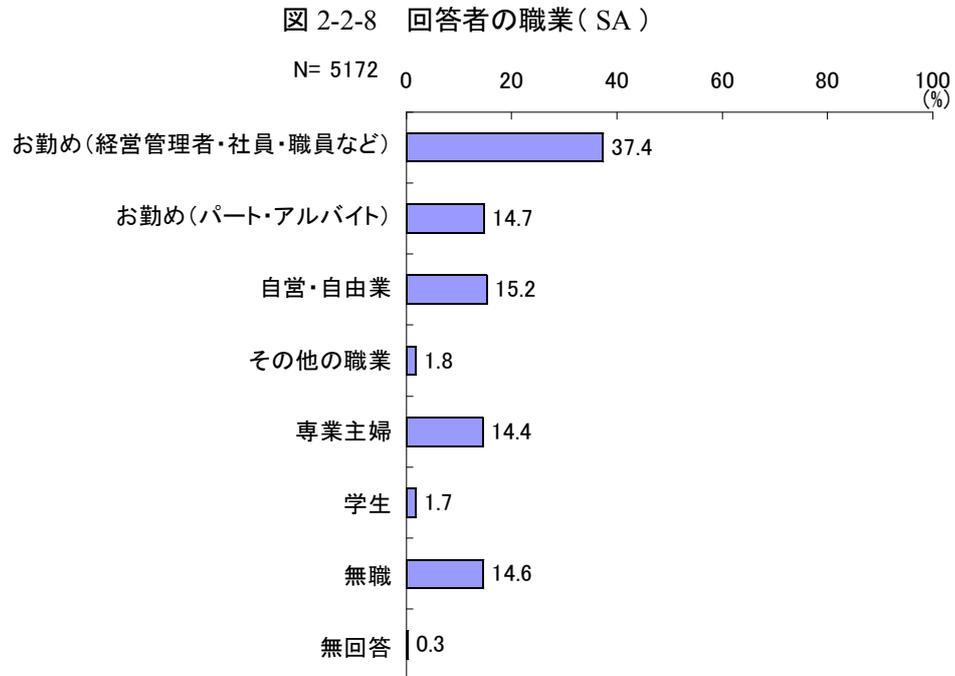
回答者の家族構成(子供・要介護者)は、図 2-2-7 に示すように、「未就学の子供がいる」が 15.4%、「小学1～3年生の子供がいる」が 9.2%、「小学4～6年生の子供がいる」が 8.8%、「介護を要する家族がいる」が 11.7%、「いずれにもあてはまらない」が 63.8%である。

図 2-2-7 回答者の家族構成(子供・要介護者)(MA)



(3) 職業・業種等
ア 職業

回答者の職業は、図 2-2-8 に示すように、「お勤め(経営管理者・社員・職員など)」が 37.4%、「お勤め(パート・アルバイト)」が 14.7%、「自営・自由業」が 15.2%、「その他の職業」が 1.8%、「専業主婦」が 14.4%、「学生」が 1.7%、「無職」が 14.6%である。



イ 業種

回答者の業種は、図 2-2-9 に示すように、「農林漁業・鉱業」が 5.0%、「建設業」が 8.7%、「製造業（新聞・出版を除く）」が 19.1%、「卸売・代理商・仲立業」が 4.4%、「小売業」が 10.5%、「飲食・宿泊業」が 5.0%、「金融・証券・保険業」が 3.4%、「不動産業」が 1.3%、「運輸業」が 5.3%、「通信業」が 1.2%、「電力・ガス・水道」が 1.5%、「マスコミ（映画・放送・新聞・出版・広告業）」が 1.6%、「病院・診療所」が 4.1%、「福祉（児童・老人・障害者・介護など）」が 4.6%、「学校（公立）」が 2.4%、「学校（私立）」が 0.9%、「公務（公立学校教職員を除く）」が 4.8%、「その他のサービス業」が 11.1%、「その他の業種」が 4.4%である。「その他のサービス業」としては、旅行業、洗濯・理容・美容業、娯楽業、自動車整備業などがあげられている。

なお、業種の回答結果は、職業において「お勤め（経営管理者・社員・職員など）」、「お勤め（パート・アルバイト）」、「自営・自由業」、「その他の職業」と答えた者（N=3,572）の内訳である。

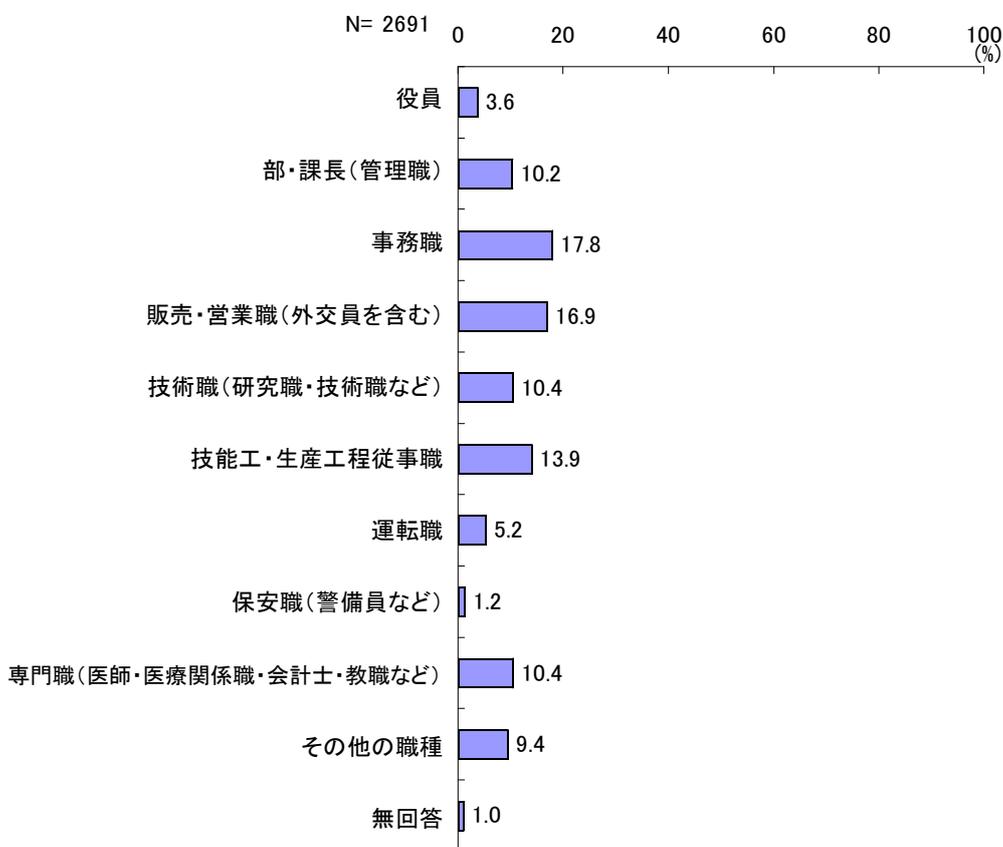


ウ 職種(「お勤め」の方)

回答者の職種(「お勤め」の方)は、図 2-2-10 に示すように、「役員」が 3.6%、「部・課長(管理職)」が 10.2%、「事務職」が 17.8%、「販売・営業職(外交員を含む)」が 16.9%、「技術職(研究職・技術職など)」が 10.4%、「技能工・生産工程従事職」が 13.9%、「運転職」が 5.2%、「保安職(警備員など)」が 1.2%、「専門職(医師・医療関係職・会計士・教職など)」が 10.4%、「その他の職種」が 9.4%である。「その他の職種」としては、調理師、介護士、清掃員などがあげられている。

なお、職種(「お勤め」の方)の回答結果は、職業において「お勤め(経営管理者・社員・職員など)」、「お勤め(パート・アルバイト)」と答えた者(N=2,691)の内訳である。

図 2-2-10 回答者の職種(「お勤め」の方)(SA)

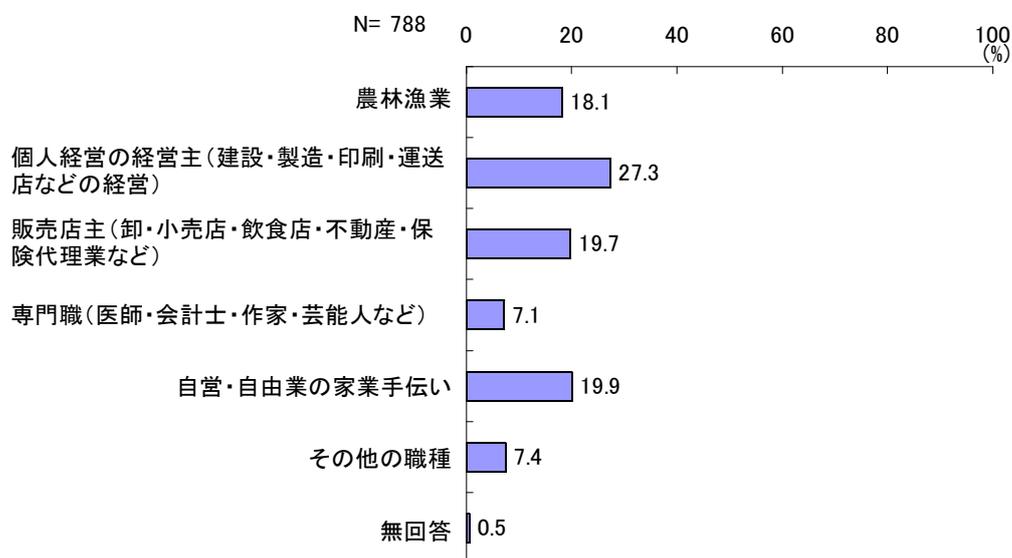


エ 職種(「自営・自由業」の方)

回答者の職種(「自営・自由業」の方)は、図 2-2-11 に示すように、「農林漁業」が 18.1%、「個人経営の経営主(建設・製造・印刷・運送店などの経営)」が 27.3%、「販売店主(卸・小売店・飲食店・不動産・保険代理業など)」が 19.7%、「専門職(医師・会計士・作家・芸能人など)」が 7.1%、「自営・自由業の家業手伝い」が 19.9%、「その他の職種」が 7.4%である。「その他の職種」としては、アパート・マンション経営、美容師、鍼灸師などがあげられている。

なお、職種(「自営・自由業」の方)の回答結果は、職業において「自営・自由業」と答えた者(N=788)の内訳である。

図 2-2-11 回答者の職種(「自営・自由業」の方)(SA)

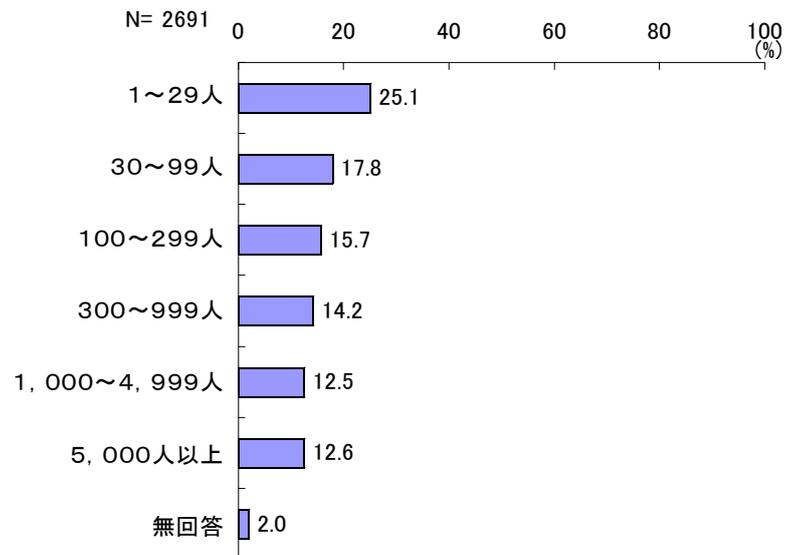


オ 勤め先の従業員数(会社・組織全体)

回答者の勤め先の会社・組織全体の従業員数は、図 2-2-12 に示すように、「1～29人」が 25.1%、「30～99人」が 17.8%、「100～299人」が 15.7%、「300～999人」が 14.2%、「1,000～4,999人」が 12.5%、「5,000人以上」が 12.6%である。

なお、勤め先の従業員数(会社・組織全体)の回答結果は、職業において「お勤め(経営管理者・社員・職員など)」、「お勤め(パート・アルバイト)」と答えた者(N=2,691)の内訳である。

図 2-2-12 回答者の勤め先の従業員数(会社・組織全体)(SA)

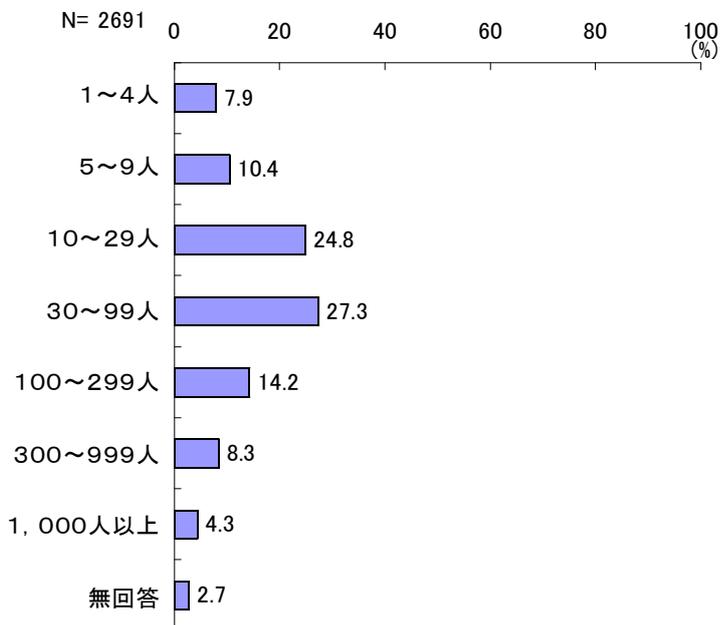


カ 勤め先の従業員数(事業所)

回答者の勤め先の事業所(営業所・店舗・学校など)全体の従業員数は、図 2-2-13 に示すように、「1～4人」が 7.9%、「5～9人」が 10.4%、「10～29人」が 24.8%、「30～99人」が 27.3%、「100～299人」が 14.2%、「300～999人」が 8.3%、「1,000人以上」が 4.3%である。

なお、勤め先の従業員数(事業所)の回答結果は、職業において「お勤め(経営管理者・社員・職員など)」、「お勤め(パート・アルバイト)」と答えた者(N=2,691)の内訳である。

図 2-2-13 回答者の勤め先の従業員数(事業所)(SA)



(4) 居住地域

ア 都道府県

回答者の居住地域の都道府県とその数は、図 2-2-14 に示すとおりである。

図 2-2-14 回答者の居住地域の都道府県(SA)

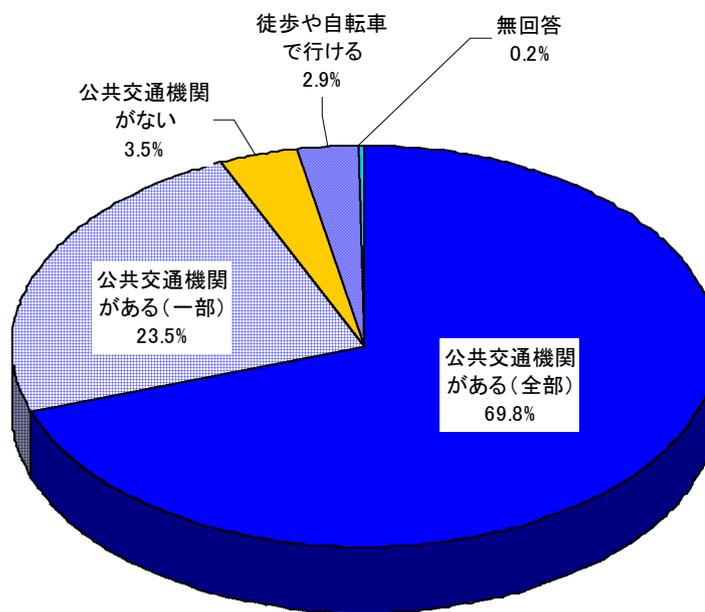
都道府県名	回答者数	(%)
北海道	232	4.5
青森県	79	1.5
岩手県	54	1.0
宮城県	90	1.7
秋田県	48	0.9
山形県	57	1.1
福島県	68	1.3
茨城県	123	2.4
栃木県	84	1.6
群馬県	110	2.1
埼玉県	236	4.6
千葉県	254	4.9
東京都	417	8.1
神奈川県	348	6.7
新潟県	100	1.9
富山県	58	1.1
石川県	76	1.5
福井県	34	0.7
山梨県	54	1.0
長野県	90	1.7
岐阜県	85	1.6
静岡県	150	2.9
愛知県	281	5.4
三重県	72	1.4
滋賀県	73	1.4
京都府	126	2.4
大阪府	333	6.4
兵庫県	232	4.5
奈良県	57	1.1
和歌山県	35	0.7
鳥取県	12	0.2
島根県	45	0.9
岡山県	81	1.6
広島県	116	2.2
山口県	66	1.3
徳島県	30	0.6
香川県	48	0.9
愛媛県	51	1.0
高知県	46	0.9
福岡県	229	4.4
佐賀県	42	0.8
長崎県	72	1.4
熊本県	58	1.1
大分県	36	0.7
宮崎県	66	1.3
鹿児島県	73	1.4
沖縄県	45	0.9
合計	5172	100.0

イ 裁判所までの交通手段

回答者の裁判所へ行くための交通手段は、図 2-2-15 に示すように、「公共交通機関を利用して、裁判所まで行くことができる」(以下、「公共交通機関がある(全部)」)が 69.8%、「一部の区間について自家用車等も利用するが、公共交通機関を利用して、裁判所まで行くことができる」(以下、「公共交通機関がある(一部)」)が 23.5%、「公共交通機関がない(全て自家用車等を利用せざるを得ない)」(以下、「公共交通機関がない」)が 3.5%、「徒歩や自転車で行ける」が 2.9%である。

図 2-2-15 回答者の裁判所へ行くための交通手段(SA)

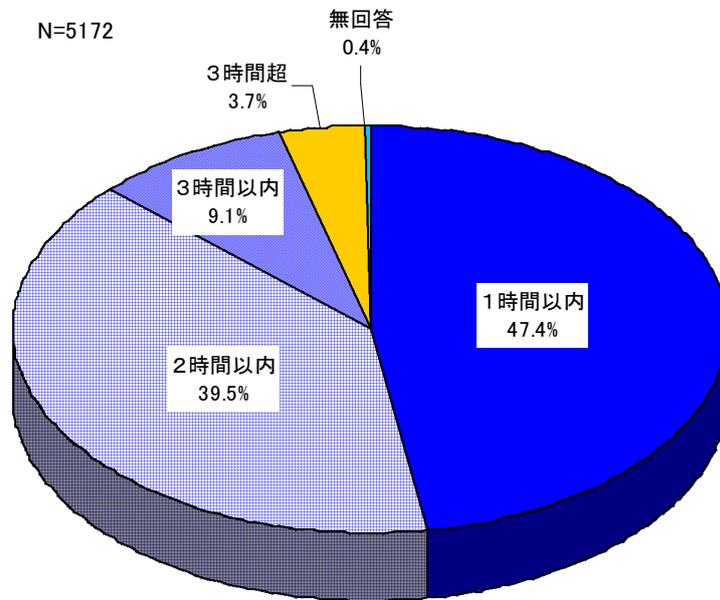
N=5172



ウ 裁判所までの所要時間

回答者の裁判所までの所要時間は、図 2-2-16 に示すように、「1時間以内」が 47.4%、「2時間以内」が 39.5%、「3時間以内」が 9.1%、「3時間超」が 3.7%である。

図 2-2-16 回答者の裁判所までの所要時間(SA)



第3 裁判員制度についてのアンケート結果のポイント

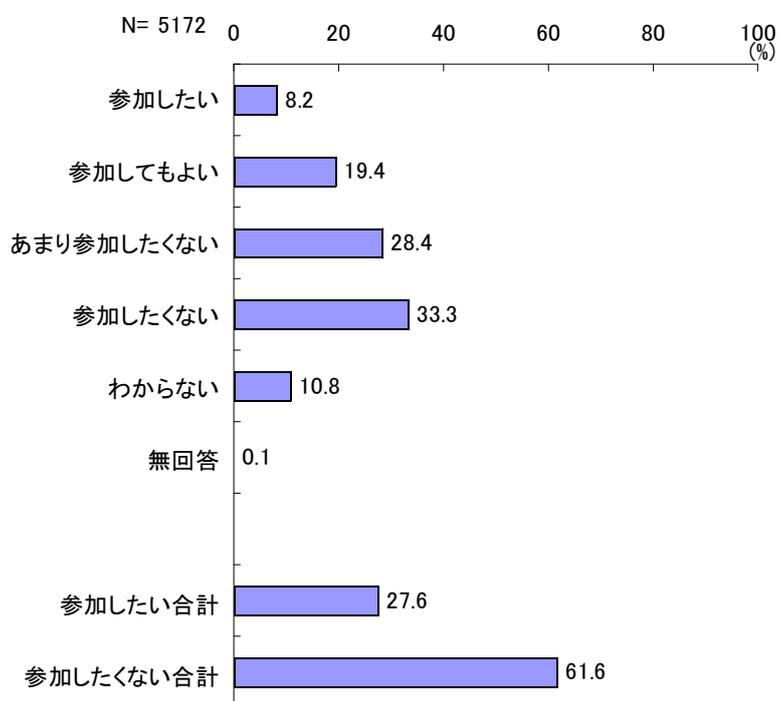
1 裁判員としての参加意欲と参加する場合の障害事由

(1) 裁判員としての参加意欲

回答結果の内訳(比率)は、図 3-1-1 に示すように、「参加したい」が 8.2%、「参加してもよい」が 19.4%、「あまり参加したくない」が 28.4%、「参加したくない」が 33.3%、「わからない」が 10.8%である。「参加したい」及び「参加してもよい」と回答した者の合計を、参加意欲の高い「参加したい」者、「参加したくない」及び「あまり参加したくない」と回答した者の合計を参加意欲の低い「参加したくない」者とした場合、それぞれ、27.6%、61.6%となる。

なお、『内閣府裁判員世論調査(5. 裁判員制度における刑事裁判への参加意識(1) 裁判員制度における刑事裁判への参加意識)』と比べると、本調査では「参加したくない(あまり参加したくない+参加したくない)」と回答する者がより少なくなったという特徴がある。ちなみに、内閣府裁判員世論調査では、「参加したい(参加したい+参加してもよい)」とする者が 25.6%、「参加したくない(あまり参加したくない+参加したくない)」とする者が 70.0%であった。

図 3-1-1 裁判員としての参加意欲(SA)



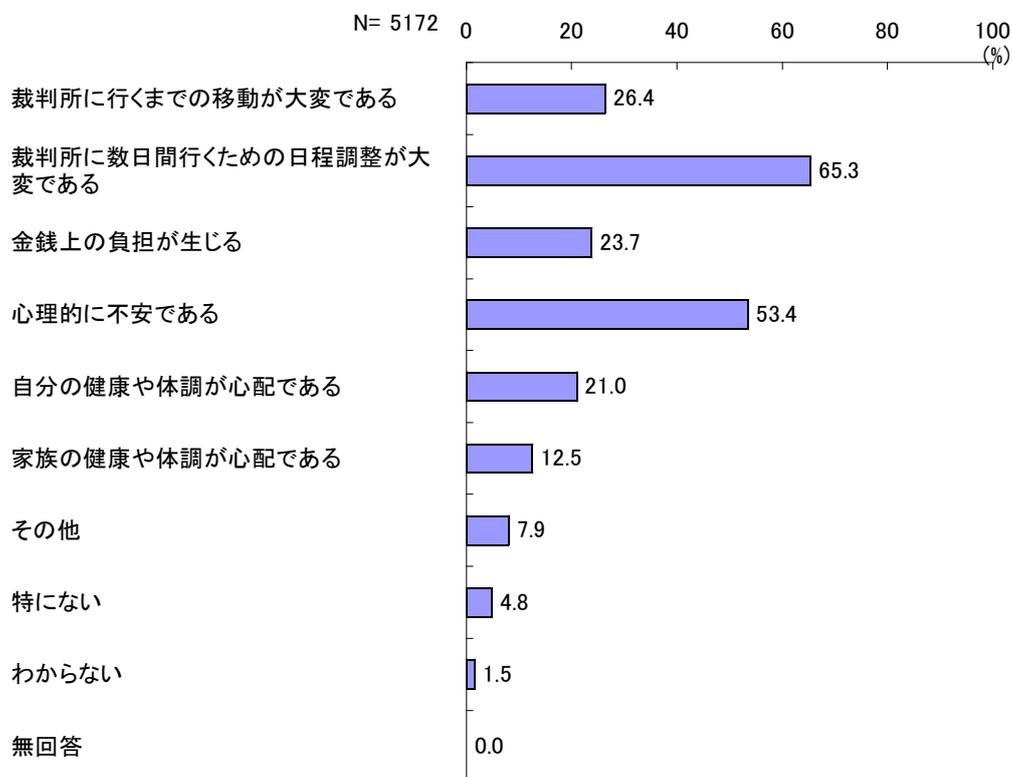
(2) 裁判員として参加する場合の障害事由

ア 多岐選択の場合

回答結果の内訳(比率)は、図 3-1-2 に示すように、「裁判所に行くまでの移動が大変である(公共交通機関がない、移動時間がかかりすぎるなど)」(以下、「裁判所に行くまでの移動が大変である」)が 26.4%、「裁判所に数日間行くための日程調整が大変である(仕事を休まなければならないなど)」(以下、「裁判所に数日間行くための日程調整が大変である」)が 65.3%、「金銭上の負担が生じる(裁判所に行く間の給料がもらえないなど)」(以下、「金銭上の負担が生じる」)が 23.7%、「心理的に不安である(人を裁きたくない、有罪・無罪の判断が難しそうなど)」(以下、「心理的に不安である」)が 53.4%、「自分の健康や体調が心配である」が 21.0%、「家族の健康や体調が心配である」が 12.5%、「その他」が 7.9%、「特にない」が 4.8%、「わからない」が 1.5%である。「その他」の具体的な意見としては、育児や家族・家庭への影響に係る事由が多くあげられている。

なお、『内閣府裁判員世論調査(5. 裁判員制度における刑事裁判への参加意識 (1)裁判員制度における刑事裁判への参加意識 イ 参加したくないと思う理由)』と比べると、やや異なっている。具体的には、内閣府裁判員世論調査では、心理的要因が最も多いのに対し、本調査では、日程調整(65.3%)が理由としてより多いという特徴がある。ちなみに、内閣府裁判員世論調査では、「有罪・無罪などの判断が難しそうだから」が 46.5%、「人を裁くということをしたくないから」が 46.4%であった。

図 3-1-2 裁判員として参加する場合の障害事由(多岐選択の場合)(MA)

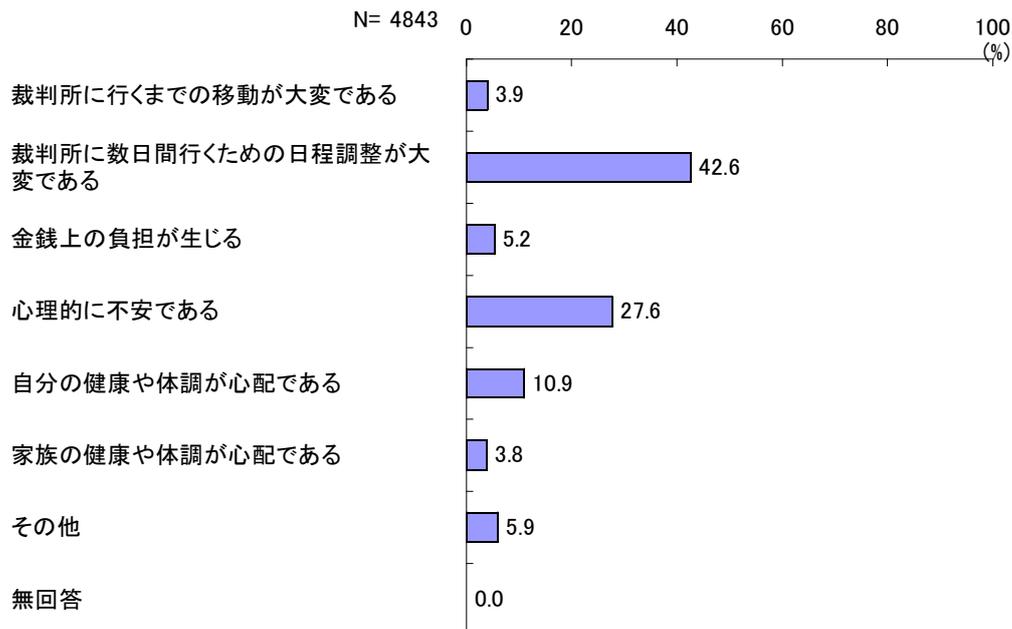


イ 最も重要な障害

回答結果の内訳(比率)は、図 3-1-3 に示すように、「裁判所に行くまでの移動が大変である」が 3.9%、「裁判所に数日間行くための日程調整が大変である」が 42.6%、「金銭上の負担が生じる」が 5.2%、「心理的に不安である」が 27.6%、「自分の健康や体調が心配である」が 10.9%、「家族の健康や体調が心配である」が 3.8%、「その他」が 5.9%である。

すなわち、日程調整と心理的不安が、特に重要であるという結果が得られた。

図 3-1-3 裁判員として参加する場合の障害事由(最も重要な障害)(SA)



(3) 裁判員としての参加意欲と参加する場合の障害事由の関連

国民の裁判員裁判参加に向けた参加意欲と参加する場合の障害事由の関連を検討することは、参加意欲を規定する要因の有無について重要な示唆を与えることができる。すなわち、参加意欲が原因となって参加可能性が左右されるのか、あるいは、参加意欲は国民の裁判員としての参加に関わる障害要因などによって規定されるのか、一定程度の理解が可能となる。

国民の裁判員裁判参加に向けた意欲の回答結果を障害事由別に内訳(図 3-1-4)を見ると、「参加したい」では「裁判所に数日間行くための日程調整が大変である」(62.9%)が最も多く、次いで「金銭上の負担が生じる」(24.6%)、「特にない」(20.6%)、「心理的に不安である」(18.7%)の順である。「参加してもよい」では、「裁判所に数日間行くための日程調整が大変である」(69.5%)が最も多く、次いで「心理的に不安である」(31.9%)、金銭上の負担が生じる(23.9%)、「裁判所に行くまでの移動が大変である」(20.6%)の順である。一方、「あまり参加したくない」では、「裁判所に数日間行くための日程調整が大変である」(70.6%)が最も多いが、次いで「心理的に不安である」(67.2%)も多く、その後は「裁判所に行くまでの移動が大変である」(25.3%)、金銭上の負担が生じる(19.3%)である。「参加したくない」では、「心理的に不安である」(63.5%)が最も多いが、次いで「裁判所に数日間行くための日程調整が大変である」(58.4%)も多く、その後「自分の健康や体調が心配である」(34.5%:ただし「家族の健康や体調が心配である」を含め健康事由とすると、50.7%となる)、「裁判所に行くまでの移動が大変である」(33.7%)となる。

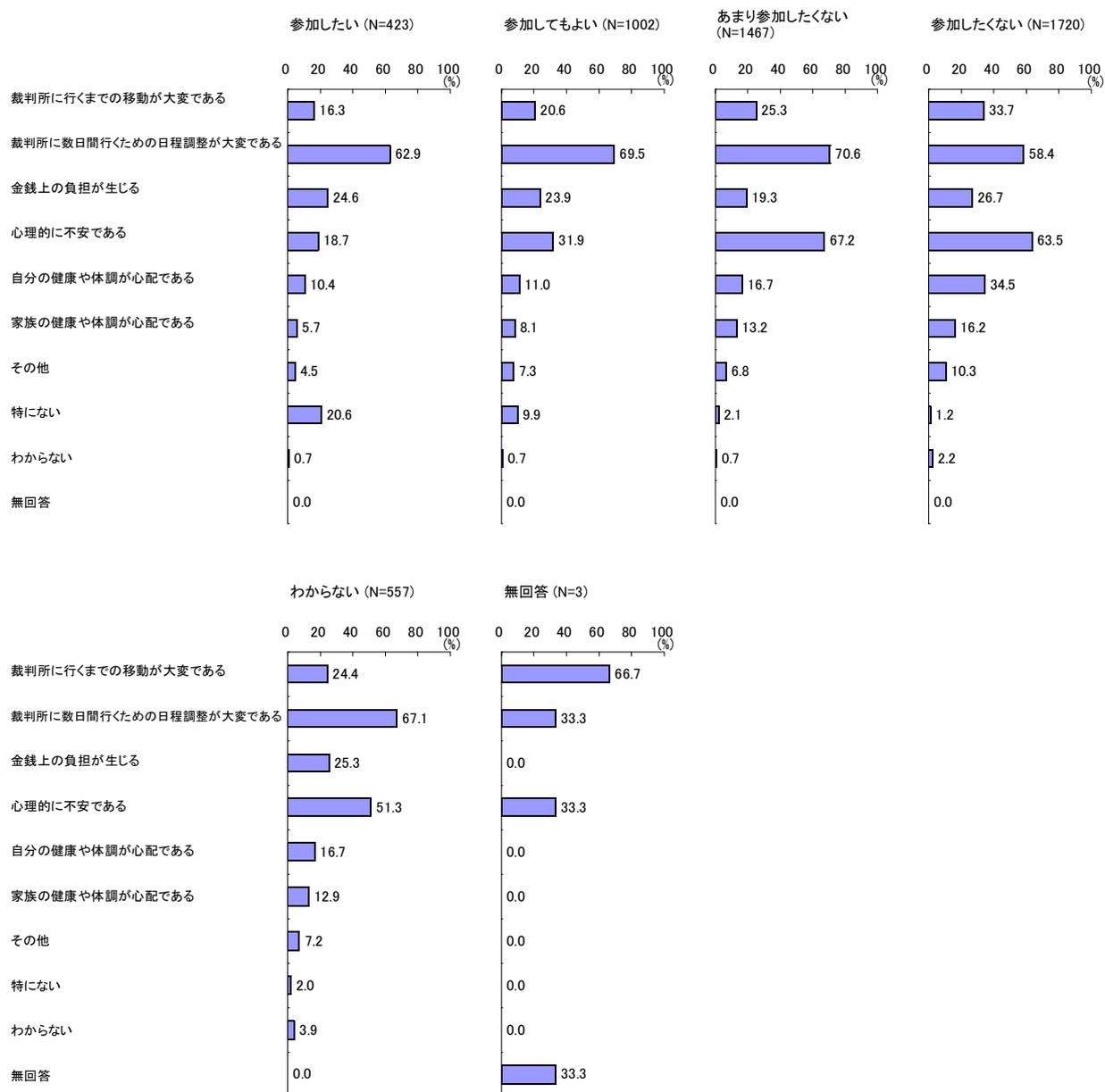
すなわち、参加意欲の高い者ほど、日程調整が最も大きな障害となっているほか、その他の障害事由の割合がおおむね低いのに対し、参加意欲の低い者ほど、心理的不安の比重が増すとともに、健康不安や移動による障害の割合が増加する。ただし、「あまり参加したくない」では日程調整と心理的不安が主たる障害事由であるのに対し、「参加したくない」では、心理的不安、日程調整、健康不安の3つが主たる障害事由となるなど、心理的不安の占める割合は、「参加したくない」より「あまり参加したくない」で大きい点に特色がある。

これらの結果を見ると、心理的不安の一部にある社会的な価値観や潜在意識、または自分や家族の健康不安など容易にコントロールできない障害事由は、参加意欲を低くする要因となるが、日程調整、金銭上の負担、移動、知識・理解の不足に伴う漠然とした心理的不安などコントロールが可能であるものは、参加意欲を決定的に損なうものではないことが分かる。すなわち、心理的不安は、参加意欲を損なう絶対的な要因としては必ずしも強く作用するものではなく、参加意欲の程度に影響を与えるにとどまる障害といえる。

以上のことから、国民の裁判員裁判への参加可能性を検討するにあたっては、参加意欲の有無や程度のみに着目するのではなく、参加意欲が障害事由から制約を受けるという点を理解しておく必要がある。

したがって、多くの国民が何らかの障害事由を持つという前提で、その障害事由をいかに低減または除去できるかが、裁判員制度に対する国民の参加を促進する鍵となる。

図 3-1-4 参加意欲と障害事由の関連 (MA)



2 裁判員としての参加可能性

裁判員制度の対象となる刑事事件の開廷回数は、平成 16 年を例として試算すると、3 回以内が全体の 41%、6 回以内が 34%、10 回以内が 16%、20 回以内が 6%、20 回超が 3%となる^{*1}。ただし、公判前整理手続が導入されるなど、現在、刑事裁判の充実・迅速化に向けた取組みが行われていること、裁判員裁判においては、1つの事件のみを終日審理することなどから、多くの裁判員裁判は数日で終了し、6 日以上の裁判は限られるものと見込まれる。

以下では、連続開廷の場合に国民の参加が可能な裁判日数とその内訳、年間を通して国民が裁判に参加することが困難または容易な時期のそれぞれについて、アンケート調査結果のポイントをまとめていくこととする。

*1 最高裁判所「裁判員制度の対象となる事件の事件数、現在の審理期間及び開廷回数(平成 16 年)」
(<http://www.saibanin.courts.go.jp/shiryo/pdf/04.pdf>)

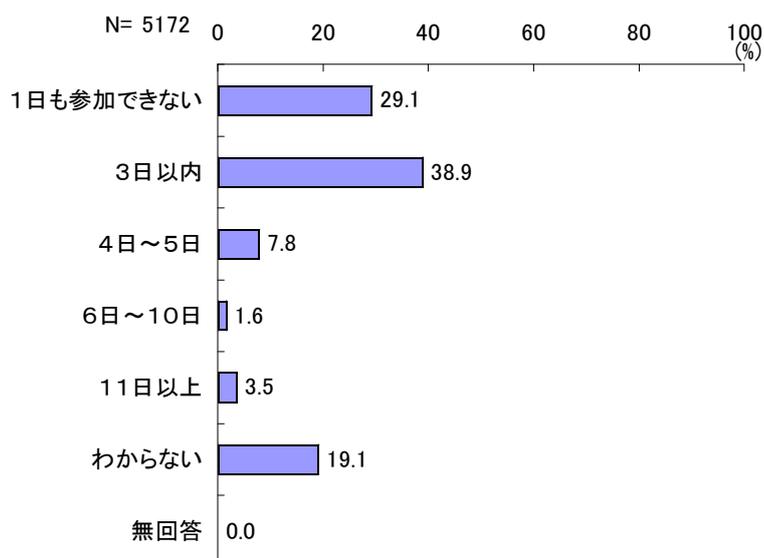
(1) 裁判の開廷日数(連続開廷)と国民の裁判員としての参加

ア 連続して裁判に参加できる日数

回答結果の内訳(比率)は、図 3-2-1 に示すように、「1日も参加できない」が 29.1%、「3日以内」が 38.9%、「4日～5日」が 7.8%、「6日～10日」が 1.6%、「11日以上」が 3.5%、「わからない」が 19.1%である。

なお、『内閣府裁判員世論調査(3. 裁判員制度と職業や日常生活との関わり (1) 裁判所に行く日数に関する希望)』と比べると、本調査では、短期を回答する者が多いという特徴がある。ちなみに内閣府裁判員世論調査では、「1日」が 11.8%、「2～3日」が 35.6%、「4～5日」が 20.1%、「6～10日」が 7.9%、「10日を超えてもよい」が 6.7%、「わからない」が 15.2%であった。本調査では、裁判が連日行われることや、1日の拘束時間の具体的イメージを提示して質問した結果、短期を回答する者がより多くなった可能性がある。

図 3-2-1 連続して裁判に参加できる日数(SA)



(2) 裁判の開廷日数(連続開廷)と国民の裁判員としての参加(年齢及び職業等)

連続開廷の場合にどのような国民が参加可能であるか、参加可能な日数別に年齢と職業についてまとめる。

ア 年齢

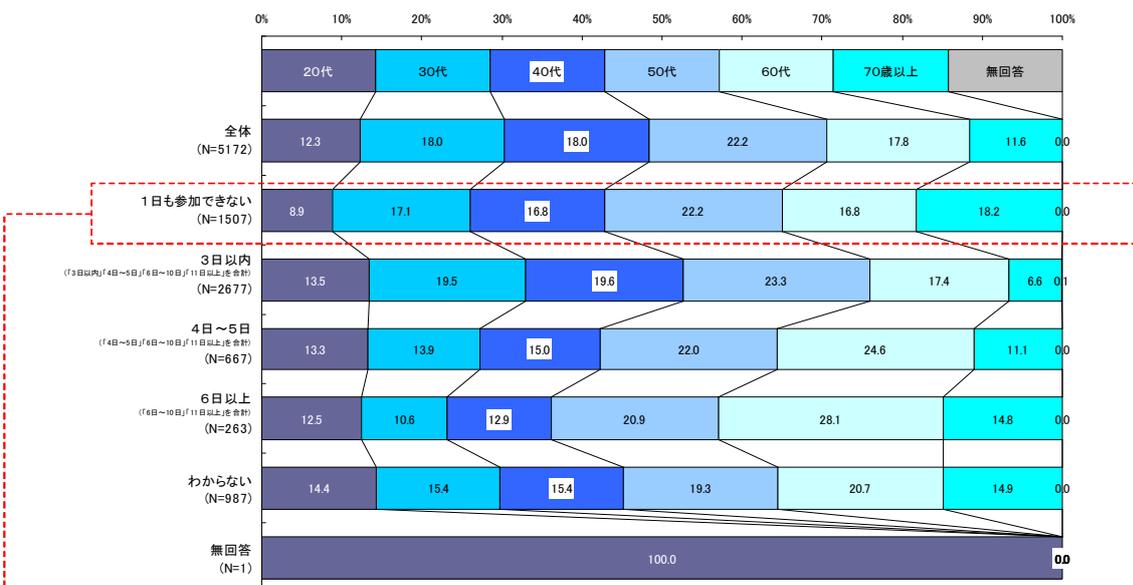
連続開廷の場合に参加可能な日数別に年齢構成比(図 3-2-2)*²を見ると、審理日数が「3日以内」では全体の傾向と同様の年齢構成比となっているのに対し、審理に「1日も参加できない」では年齢構成比全体の傾向と比べると「20代」が少なく、「70歳以上」が多い。「4日～5日」では「30代」、「40代」が少なく、「60代」が多くなり、「6日以上」では「30代」から「50代」が減少し、「60代」と「70歳以上」の構成比が全体の傾向と比べて上昇するという、年齢構成上の「偏り」の傾向が見られる。

なお、「1日も参加できない」者の参加できない理由は、「20代」から「60代」で「仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事がある」(それぞれ、86.6%、76.0%、88.1%、80.8%、59.3%)が最も多く、「70歳以上」では「重い病気や怪我があって、在宅での治療や定期的な通院等が必要である」(63.6%)が最も多い。

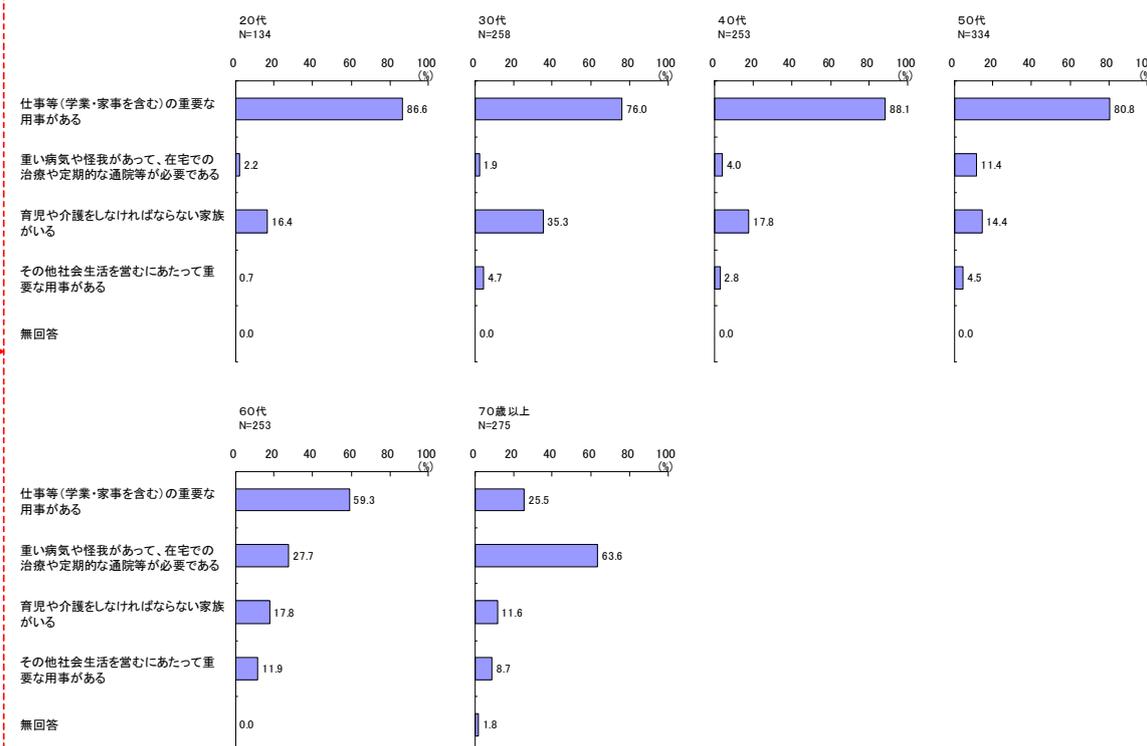
審理期間が「3日以内」、「4日～5日」、「6日以上」について参加できない理由をそれぞれ分析してもほぼ同様の結果が得られる。

*2 なお、図 3-2-2 は、特定の日数の裁判に参加可能な者の構成がどのようになるかを把握するという観点から、例えば、審理日数が「3日以内」については、連続開廷の場合に参加可能な日数についての質問(問3)で、「3日以内」と回答した者に「4日～5日」、「6日～10日」、「11日以上」と回答した者を加えた上で、その構成分布を確認したグラフである。同様に審理日数が「4日～5日」については、「4日～5日」と回答した者に「6日～10日」、「11日以上」と回答した者を加え、「6日以上」については、「6日～10日」と回答した者に「11日以上」と回答した者を加えている。

図 3-2-2 連続開廷の場合に参加可能な日数別内訳(年齢)



参加できない理由

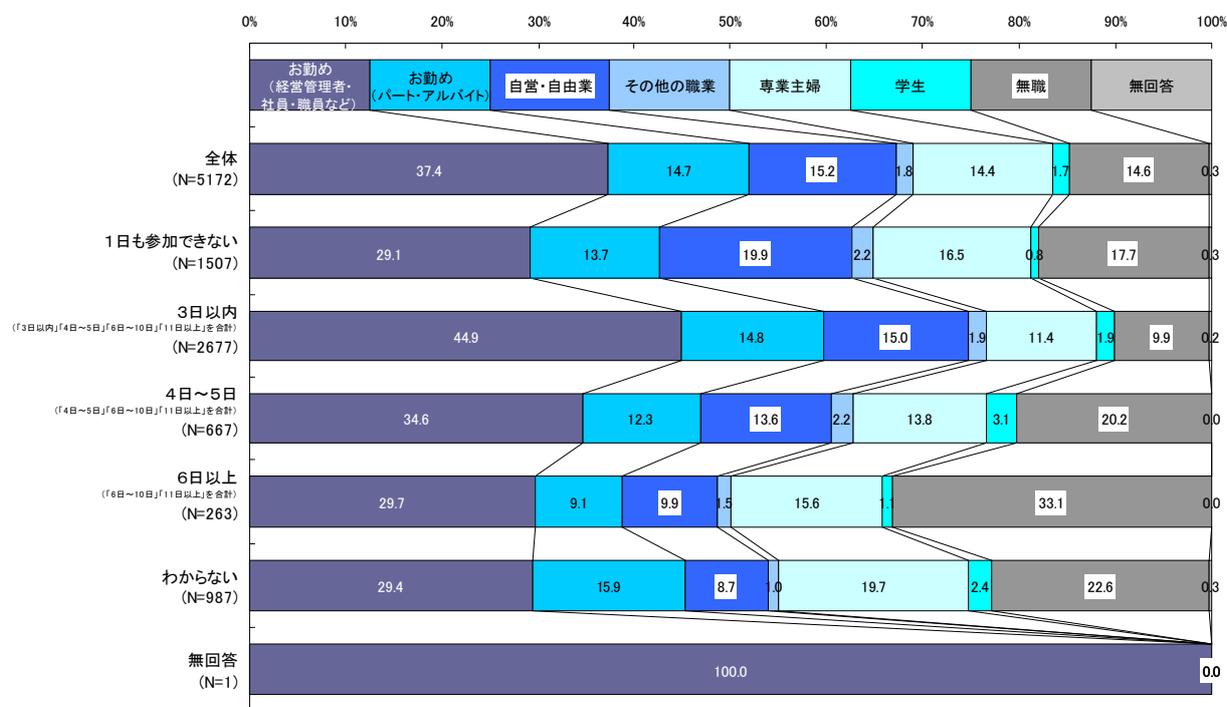


イ 職業

連続開廷の場合に参加可能な日数別に職業構成比（図 3-2-3）^{*3}を見ると、職業構成上の「偏り」の傾向は、年齢で見られたものより多様である。

まず、「1日も参加できない」では職業構成比全体の傾向と比べると「お勤め（経営管理者・社員・職員など）」や「学生」が少なく「自営・自由業」、「その他の職業」、「専業主婦」が多い。「3日以内」では、「お勤め（経営管理者・社員・職員など）」が大幅に増加する。「4日～5日」では、「お勤め（経営管理者・社員・職員など）」が大幅に減少し、代わりに「専業主婦」と「学生」が遡増するとともに「無職」が急増する。「6日以上」では、「お勤め（経営管理者・社員・職員など）」、「お勤め（パート・アルバイト）」、「自営・自由業」が続けて減少し、「専業主婦」が遡増するとともに「無職」が急増する。

図 3-2-3 連続開廷の場合に参加可能な日数別内訳(職業)



*3 注2に同じ。

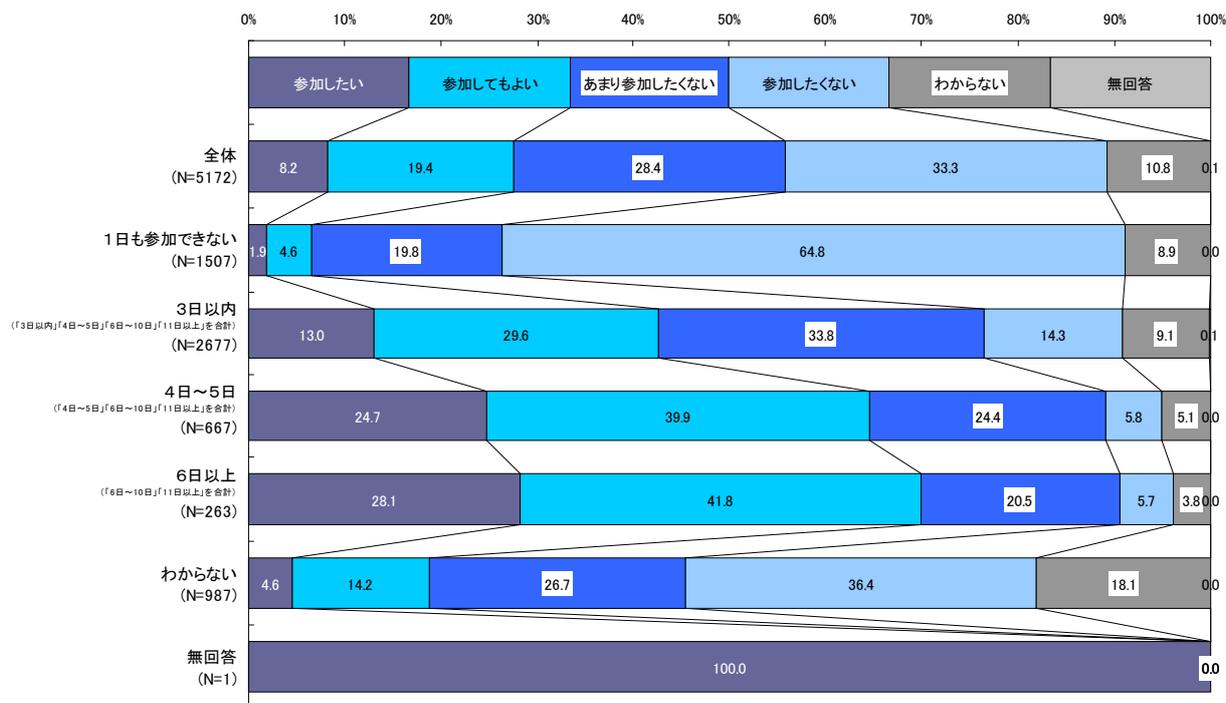
ウ 参加意欲

連続開廷の場合に参加可能な日数別に参加意欲の構成比（図 3-2-4）^{*4}を見ると、参加可能日数が多いほど参加意欲が高い。

「1日も参加できない」と回答した者のうち、「参加したくない」または「あまり参加したくない」は全体の 84.6%に上る。ただし、既述のとおり、参加意欲は障害事由から制約を受けるという点を理解し、参加意欲の低さのみに着目するのは相当ではないであろう。

一方、「6日以上」が参加可能と回答した者のうち、「参加したい」または「参加してもよい」は全体の 69.9%に上っている。そうすると、「6日以上」参加可能と回答する者は、先に述べたように全体の 5.1%と少数にとどまり、かつ、社会層も一定の層が厚くなる傾向があるものの、参加意欲は非常に高いということがいえる。

図 3-2-4 連続開廷の場合に参加可能な日数別内訳(参加意欲)



*4 注2に同じ。

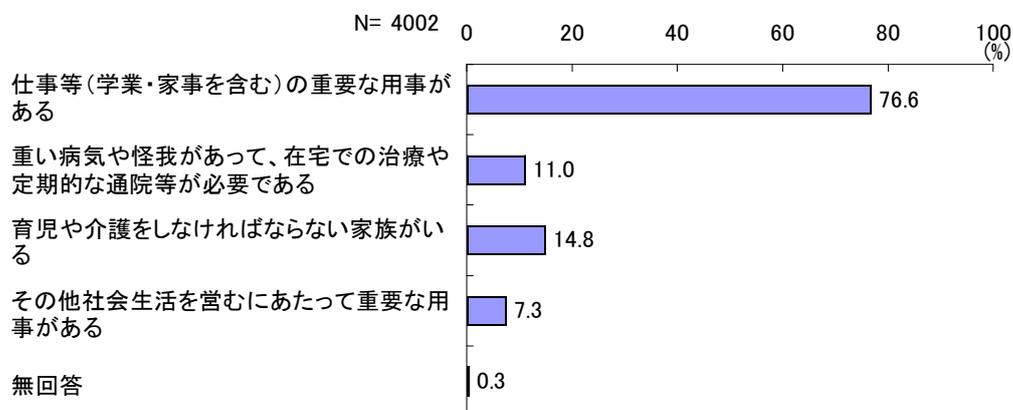
(3) 参加できる(できない)場合の理由

ア 参加できる(できない)場合の理由の内訳

回答結果の内訳(比率)は、図 3-2-5 に示すように、「仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事がある」が 76.6%、「重い病気や怪我があって、在宅での治療や定期的な通院等が必要である」が 11.0%、「育児や介護をしなければならない家族がいる」が 14.8%、「その他社会生活を営むにあたって重要な用事がある」が 7.3%、「無回答」が 0.3%である。「その他社会生活を営むにあたって重要な用事がある」の具体的な意見としては、高齢であることや、学校や地域(自治会など)の役員であること、精神・体力的な不安が多くあげられている。

すなわち、仕事等の重要な用事があるという者が突出して多いという結果が得られた。

図 3-2-5 参加できる(できない)場合の理由(MA)

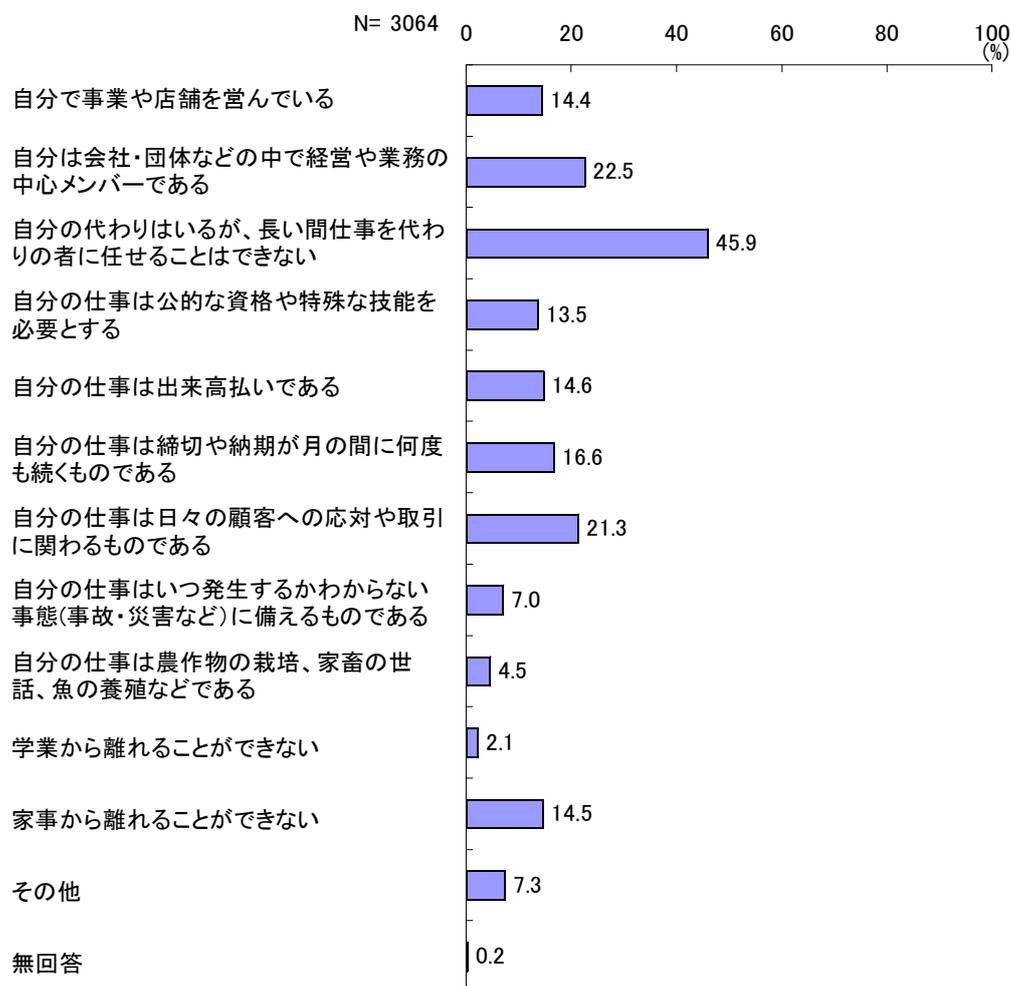


イ 理由が「仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事がある」場合の詳細

回答結果の内訳(比率)は、図 3-2-6 に示すように、「自分の代わりはいるが、長い間仕事を代わりの者に任せることはできない」(45.9%)、「自分は会社・団体などの中で経営や業務の中心メンバーである」(22.5%)、「自分の仕事は日々の顧客への対応や取引に関わるものである」(21.3%)の順が多い。

すなわち、仕事等の重要な用事の詳細として、「自分の代わりはいるが、長い間仕事を代わりの者に任せることはできない」と考える者が多いという結果が得られた。

図 3-2-6 理由が「仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事がある」場合の詳細(MA)



ウ 「1日も参加できない」と回答する者の職業別の障害事由

「1日も参加できない」と回答する者の職業構成比(図 3-2-7)を見ると、「お勤め(経営管理者・社員・職員など)」が 29.1%、「お勤め(パート・アルバイト)」が 13.7%、「自営・自由業」が 19.9%、「その他の職業」が 2.2%、「専業主婦」が 16.5%、「学生」が 0.8%、「無職」が 17.7%である。

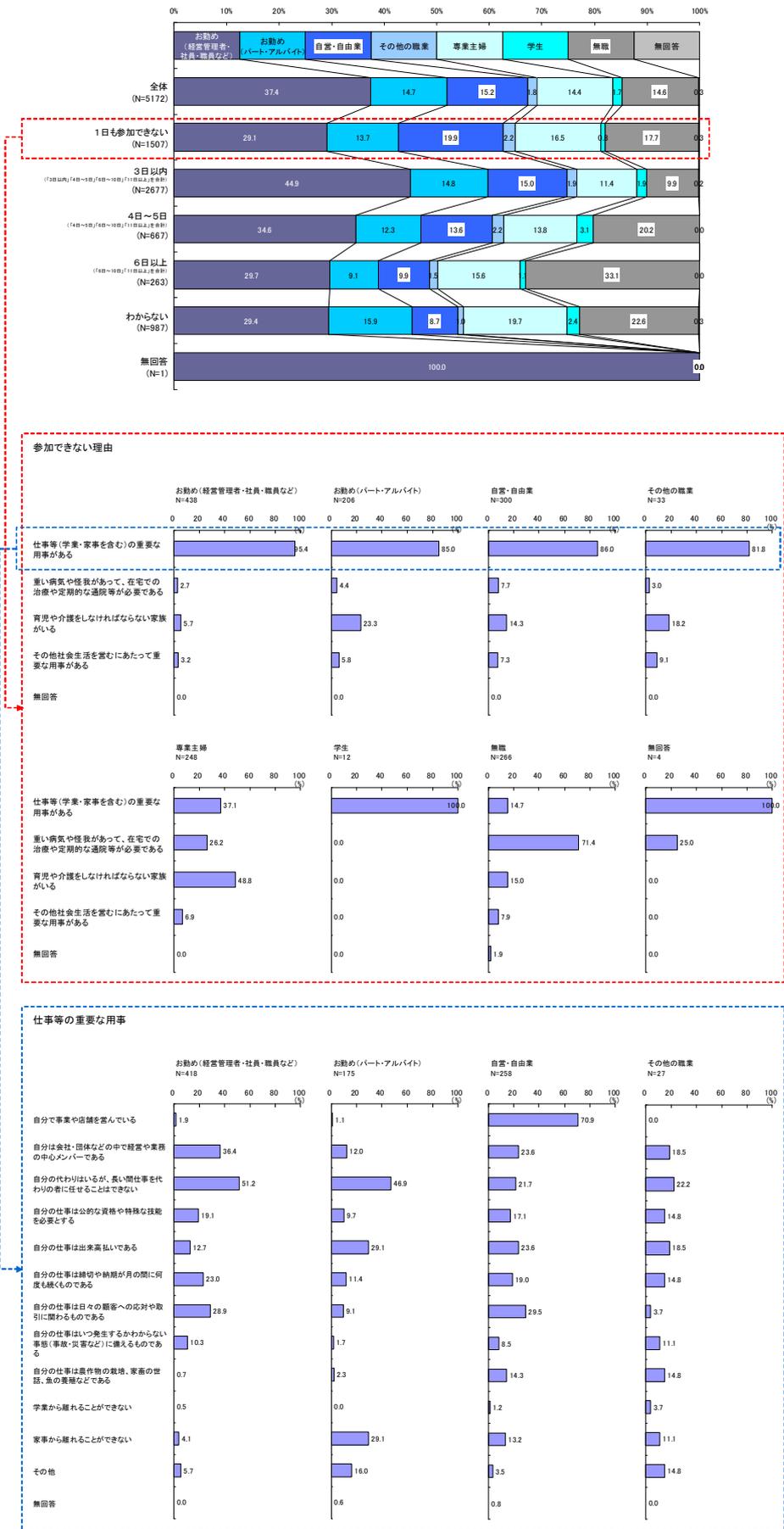
上記回答者の参加できない理由を見ると、「お勤め(経営管理者・社員・職員など)」、「お勤め(パート・アルバイト)」、「自営・自由業」、「その他の職業」では、「仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事がある」者が圧倒的に多い(それぞれ、95.4%、85.0%、86.0%、81.8%)。これに対し、「専業主婦」は「育児や介護をしなければならない家族がいる」(48.8%)、「学生」では「仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事がある」(100.0%)であり、「無職」は「重い病気や怪我があって、在宅での治療や定期的な通院等が必要である」(71.4%)である。

また、「お勤め(経営管理者・社員・職員など)」、「お勤め(パート・アルバイト)」、「自営・自由業」、「その他の職業」で、「仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事がある」を理由にあげた者の内訳は、「お勤め(経営管理者・社員・職員など)」と「お勤め(パート・アルバイト)」で「自分の代わりはいるが、長い間仕事を代わりの者に任せることはできない」と回答する者が多い(それぞれ、51.2%、46.9%)。他方、「自営・自由業」は、「自分で事業や店舗を営んでいる」と回答する者が多い(70.9%)。

以上をまとめると、「お勤め(経営管理者・社員・職員など)」、「お勤め(パート・アルバイト)」で1日も参加できない理由は、仕事上、代わりの者がいないため、「自営・自由業」では自分で事業や店舗を営んでいるため、「専業主婦」では育児や介護があるため、「無職」では健康上の理由があるため、ということになる。

審理期間が「3日以内」、「4日～5日」、「6日以上」について参加できない理由をそれぞれ分析してもほぼ同様の結果が得られる。

図 3-2-7 「1日も参加できない」と回答する者の障害事由(職業別)



(4) 1年の予定(裁判員として参加できない特定の月の有無)と国民の裁判員としての参加

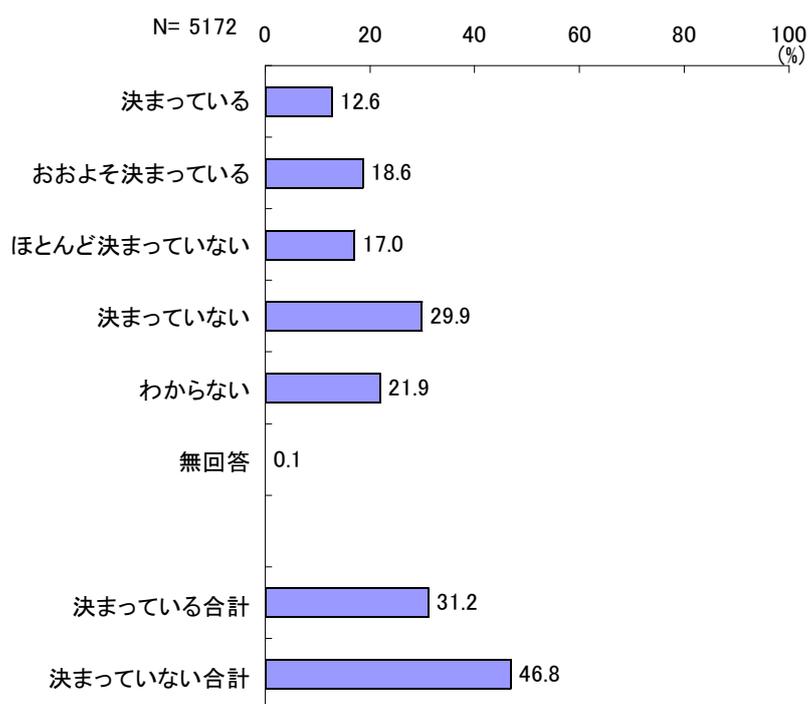
裁判員裁判に参加する場合の最大の障害事由は日程調整であることがアンケート結果によって確認されたが、国民生活においては就業上または社会生活上、特定の時期が繁忙期または閑散期となる社会慣行等が存在し、国民の日程調整に広く大きな影響を与えていると考えられる。そのため、国民または特定のグループにとって、特定の時期が一般に繁忙期または閑散期であるかを知ることは、裁判員裁判の制度設計や運用を検討する上で参考となる。もちろん、特定の月が予め決まっている場合でも、実際に裁判員裁判に参加できるか否かは、個別事情によるところが大きいことに注意が必要である。

そこで、以下では、年間を通じてみた場合の国民の就業上及び社会生活上の繁忙期について、また、次項の(5)では閑散期について、より詳細にアンケート結果を分析し、国民の現在の状況について検討してみたい。

ア 裁判員として参加できない特定の月の有無

回答結果の内訳(比率)は、図 3-2-8 に示すように、「決まっている」が 12.6%、「おおよそ決まっている」が 18.6%、「ほとんど決まっていない」が 17.0%、「決まっていない」が 29.9%、「わからない」が 21.9%、「無回答」が 0.1%である。「決まっている」及び「おおよそ決まっている」と回答した者の合計を「決まっている」者、「決まっていない」及び「ほとんど決まっていない」と回答した者の合計を「決まっていない」者とした場合、それぞれ、31.2%、46.8%となる。

図 3-2-8 参加できない特定の月の有無(SA)

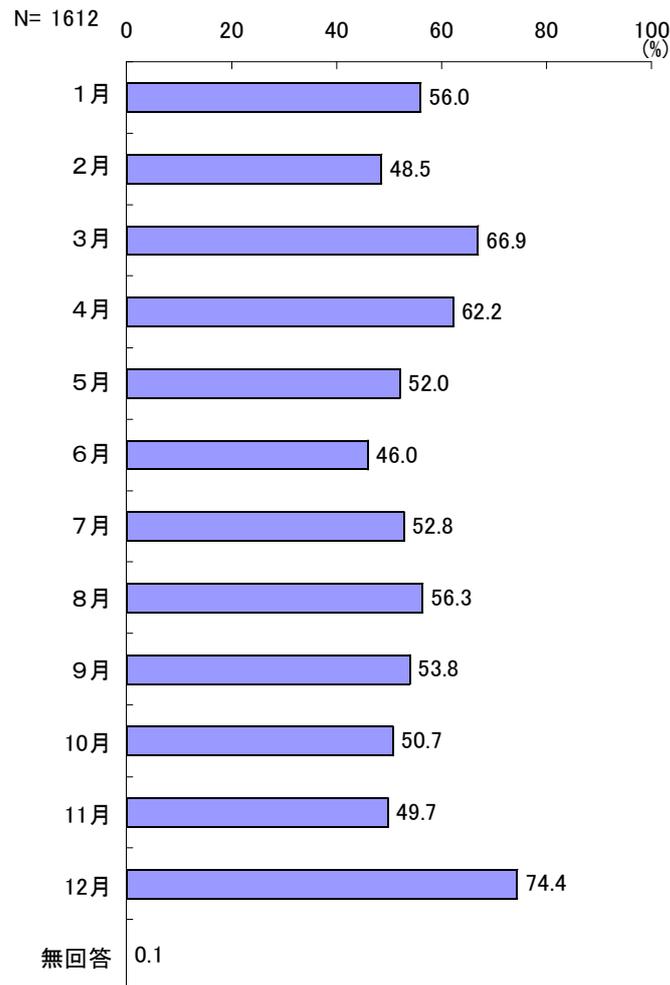


イ 参加できない特定の月

回答結果の内訳(比率)は、図 3-2-9 に示すように、「1月」が 56.0%、「2月」が 48.5%、「3月」が 66.9%、「4月」が 62.2%、「5月」が 52.0%、「6月」が 46.0%、「7月」が 52.8%、「8月」が 56.3%、「9月」が 53.8%、「10月」が 50.7%、「11月」が 49.7%、「12月」が 74.4%、「無回答」が 0.1%である。

すなわち、12月、3月、4月が参加できないとする者が相対的に多いという結果が得られた。

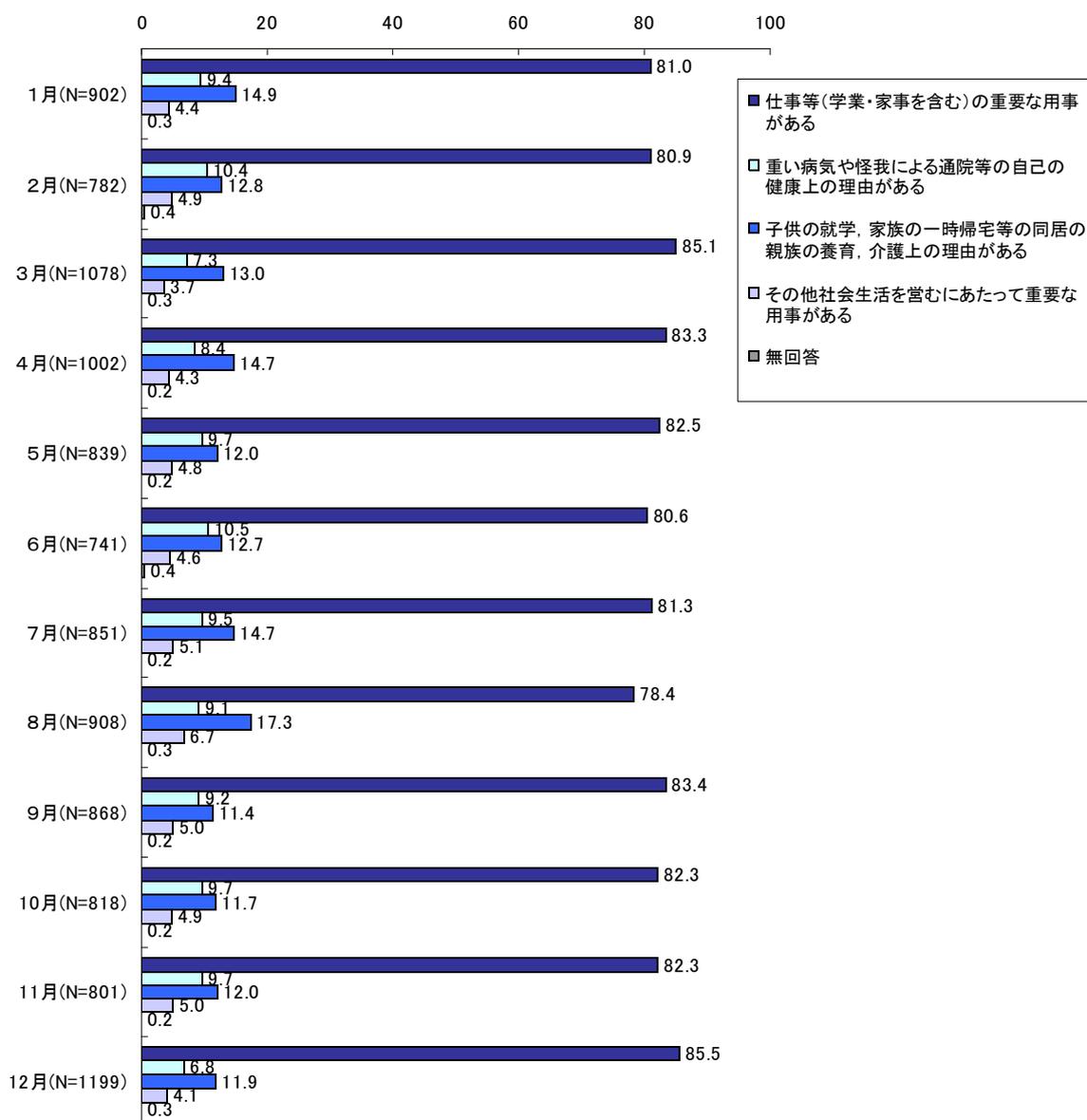
図 3-2-9 参加できない特定の月(MA)



ウ 参加できない特定の月の理由

回答結果の内訳(比率)は、図 3-2-10 に示すように、「仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事がある」とする者は、月にかかわらず、突出して多い。「重い病気や怪我による通院等の自己の健康上の理由がある」、「その他社会生活を営むにあたって重要な用事がある」とする者は、月にかかわらず、ほぼ一定の割合である。また、「子供の就学、家族の一時帰宅等の同居の親族の養育、介護上の理由がある」とする者は、8月(17.3%)、1月(14.9%)、4月(14.7%)、7月(14.7%)の順で多い。「その他社会生活を営むにあたって重要な用事がある」の具体的な意見としては、地域(自治会など)の行事が多くあげられている。

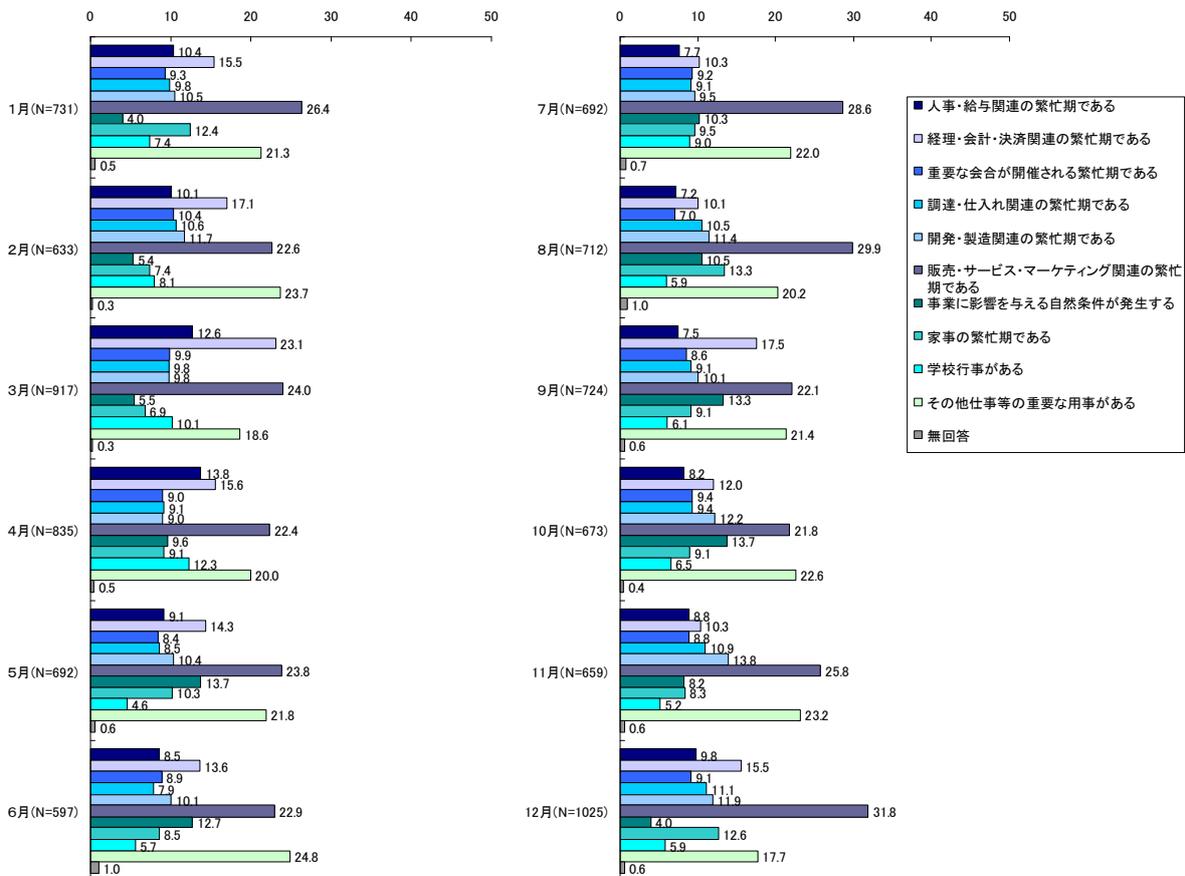
図 3-2-10 参加できない特定の月の理由(MA)



エ 仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事の詳細

回答結果の内訳(比率)は、図 3-2-11 に示すように、「従事している事業の販売・サービス・マーケティング関連の繁忙期である」(以下、「販売・サービス・マーケティング関連の繁忙期である」とする者は、月にかかわらず、突出して多く、「その他仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事がある」(以下、「その他仕事等の重要な用事がある」とする者も同様である。また、「従事している事業の経理・会計・決済関連(決算、株主総会、監査・検査、確定申告、資金調達、集金、棚卸など)の繁忙期である」(以下、「経理・会計・決済関連の繁忙期である」とする者は、3月(23.1%)が多く、「従事している事業に影響を与える自然条件が発生する(種まき、雑草病虫害、収穫、漁場・漁の解禁、牧草刈など)」(以下、「事業に影響を与える自然条件が発生する」とする者は、5月から10月の間が多い。さらに、「学校行事(試験、卒業式等)がある」(以下、「学校行事がある」とする者は、3月(10.1%)、4月(12.3%)が多い。一方、「従事している事業の人事・給与関連(人事採用・異動、考課など)の繁忙期である」(以下、「人事・給与関連の繁忙期である」とする者は、一年を通じてほぼ一定の割合で推移している傾向が見られ、その他の選択肢に関しても同様である。

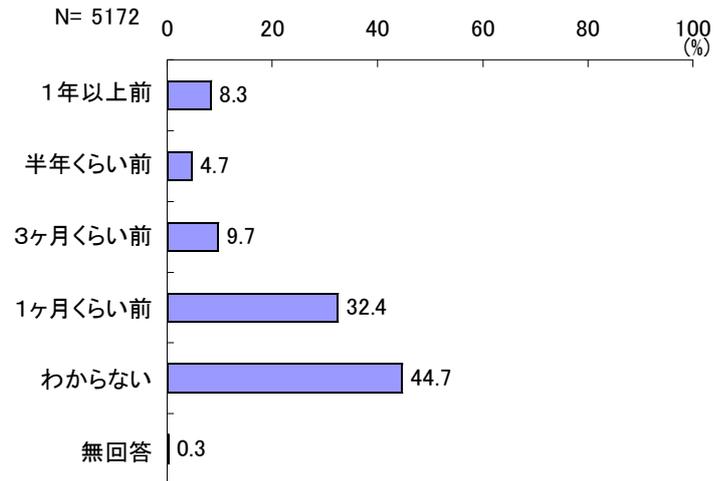
図 3-2-11 仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事の詳細(MA)



オ 参加できない時期の判明時期

回答結果の内訳(比率)は、図 3-2-12 に示すように、「1年以上前」が 8.3%、「半年くらい前」が 4.7%、「3ヶ月くらい前」が 9.7%、「1ヶ月くらい前」が 32.4%、「わからない」が 44.7%である。

図 3-2-12 参加できない時期の判明時期(SA)

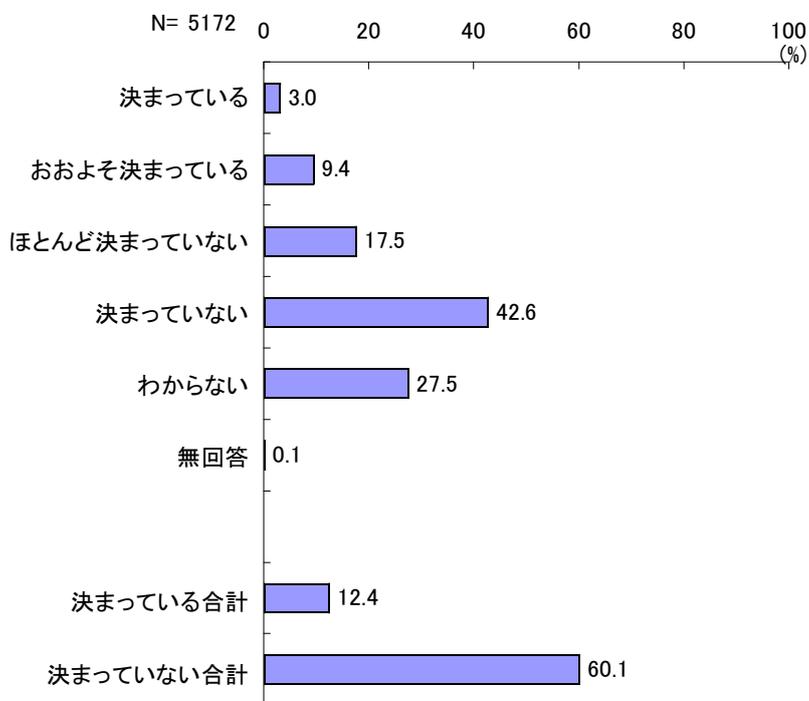


(5) 1年の予定(裁判員として参加しやすい特定の月の有無)と国民の裁判員としての参加

ア 裁判員として参加しやすい特定の月の有無

回答結果の内訳(比率)は、図 3-2-13 に示すように、「決まっている」が 3.0%、「おおよそ決まっている」が 9.4%、「ほとんど決まっていない」が 17.5%、「決まっていない」が 42.6%、「わからない」が 27.5%、「無回答」が 0.1%である。「決まっている」及び「おおよそ決まっている」と回答した者の合計を「決まっている」者、「決まっていない」及び「ほとんど決まっていない」と回答した者の合計を「決まっていない」者とした場合、それぞれ 12.4%、60.1%となる。

図 3-2-13 参加しやすい特定の月の有無(SA)

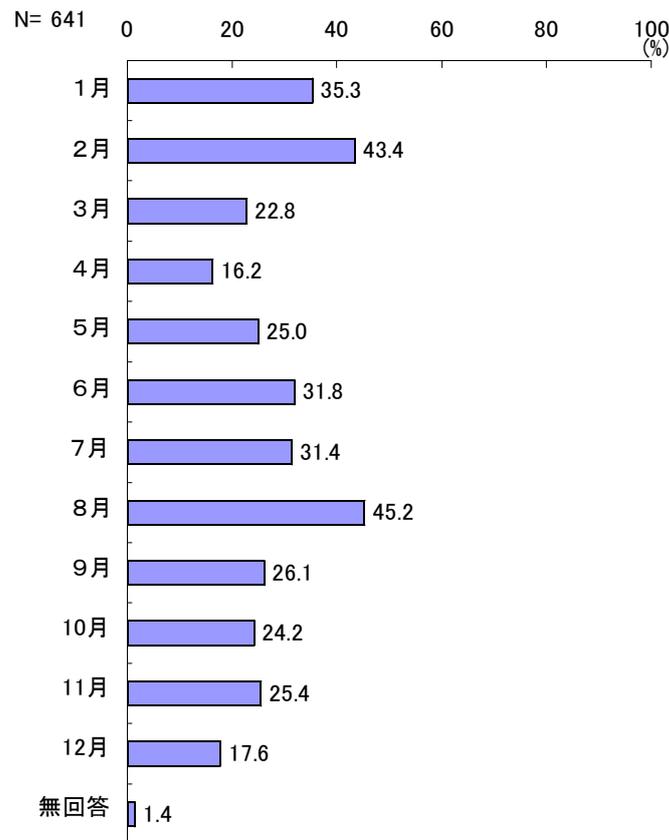


イ 参加しやすい特定の月

回答結果の内訳(比率)は、図 3-2-14 に示すように、「1月」が 35.3%、「2月」が 43.4%、「3月」が 22.8%、「4月」が 16.2%、「5月」が 25.0%、「6月」が 31.8%、「7月」が 31.4%、「8月」が 45.2%、「9月」が 26.1%、「10月」が 24.2%、「11月」が 25.4%、「12月」が 17.6%、「無回答」が 1.4%である。

すなわち、8月、2月、1月が参加しやすいとする者が相対的に多いという結果が得られた。

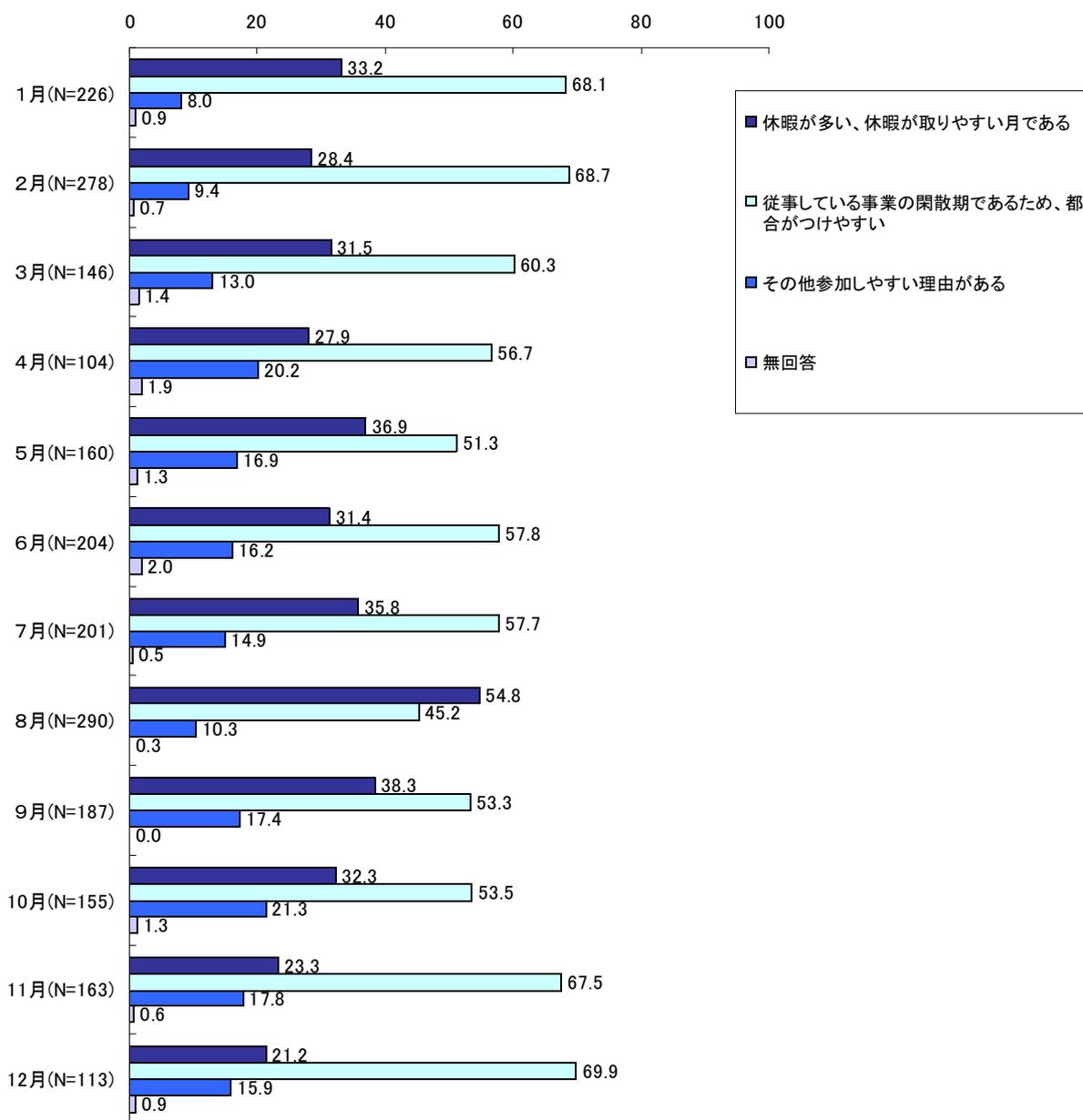
図 3-2-14 参加しやすい特定の月(MA)



ウ 参加しやすい特定の月の理由

回答結果の内訳(比率)は、図 3-2-15 に示すように、「休暇が多い、休暇が取りやすい月である」とする者は、8月(54.8%)、9月(38.3%)、5月(36.9%)の順で多い。「従事している事業の閑散期であるため、都合がつけやすい」とする者は、12月(69.9%)、2月(68.7%)、1月(68.1%)の順で多い。「その他参加しやすい理由がある」とする者は、10月(21.3%)と4月(20.2%)が多い。

図 3-2-15 参加しやすい特定の月の理由(MA)



(6) 1年の予定と国民の裁判員としての参加(職業及び業種等)

特定月の繁忙とそれぞれの障害事由の特徴については、有職者の職業及び業種等による差異が顕著に現れた(図 3-2-16, 図 3-2-17)。

繁忙の程度については、職業別では「お勤め(経営管理者・社員・職員など)」と「学生」で参加できない月が少なく、「お勤め(パート等)」、「自営・自由業」、「その他の職業」、「専業主婦」、「無職」では年間を通じて参加できない月が多いことが示された。

有職者について詳細を見ると、各業種の年間の活動状況が反映され、業種毎に年間の繁忙状況の特徴が示されている。繁忙月の数について見ると、年間を通して少ないのは、「小売業」、「金融・証券・保険業」、「不動産業」、「通信業」、「学校(公立)」、「公務」であり、年間を通して多いのは、「農林漁業・鉱業」、「建設業」、「飲食・宿泊業」、「運輸業」、「病院・診療所」、「福祉」、「学校(私立)」、「その他のサービス業」、「その他の業種」である。特定の月としては、1月、3月、4月、9月、12月が各業種を通じてほぼ繁忙月にあたるが、業種による差異が大きい。裁判に参加しやすい月を見ると、年間を通して多いのは、「運輸業」、「通信業」であり、特定の月としては、2月、7月、8月が多いが、業種による差異が大きい。

図 3-2-16 1年の予定と国民の裁判員としての参加(職業別)

職業	月の繁忙(●:参加困難, ○:参加容易)											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
お勤め(経営管理者・社員・職員など)	●	○	●	●				○				●
お勤め(パート等)	●	○	●	●	●		●	●	●	●	●	●
自営・自由業	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
その他の職業	●	●	●	●	●	○	○	○	○		●	●
専業主婦	●	○	●	●	●	○	○	●	●	○	○	●
学生	●	●	○				●		○	○		
無職	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

注：月毎に、2人に1人以上が参加できない場合に●、3人に1人以上が参加できる場合に○をそれぞれ記す。

図 3-2-17 1年の予定と国民の裁判員としての参加(業種別)

業種	月の繁閑(●:参加困難, ○:参加容易)											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
農林漁業・ 鉱業	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○
建設業	●	●	●	●	○	○	○	○		●	●	●
製造業	● ○	○	●	●	○	○	○	● ○	●		●	●
卸売・代理 商・仲立業	● ○	○	●	●		○	○	● ○	● ○		●	●
小売業	○	○	●			○		●		○		●
飲食・宿泊業	●	○	●	●	●	● ○	●	●	● ○	● ○	●	●
金融・証券・ 保険業	○	○	●	●			○	○	●			●
不動産業	●	● ○	●	●			○	○		○	○	●
運輸業	● ○	○	●		●	○	●	● ○	● ○	● ○	● ○	●
通信業		○	●	●	○	○	○	○		○	○	●
電力・ガス・ 水道	●	●	●	○	○	○	○	○	●		●	●
マスコミ	○		●	●				○	●	●	●	●
病院・診療所	●	● ○	●	●	●	●	●	● ○	● ○	● ○	● ○	●
福祉	●	● ○	●	●	●	○	● ○	● ○	●	●		●
学校(公立)			●	●			●	○	●			●
学校(私立)	●	●	●	●	●			○		●	●	●
公務	○		●	●			○	○				●
その他の サービス業	● ○	○	●	●	●		●	●	●			●
その他の 業種	●	●	●	●	●	●	● ○	● ○	●	●	●	●

注：月毎に、2人に1人以上が参加できない場合に●、3人に1人以上が参加できる場合に○をそれぞれ記す。

3 裁判員として参加可能な日程調整

裁判員としての参加にあたり、障害事由として最も多いのは日程調整であった。そこで、国民がより裁判に参加しやすくなる日程調整のあり方について、検討することが必要となる。アンケートでは、そのための代表的な方法の1つとして、休延日をはさんで裁判を開催する方法、5日間及び10日間の予定を入れる際の日程調整を始める時期について、それぞれ確認した。

(1) 裁判の開廷方法(裁判日数が5日の場合)と国民の裁判員としての参加

回答結果の内訳(比率)は、図 3-3-1 に示すように、「1週にまとめて月～金まで5日連続で毎日開催する方法」(以下、「1週にまとめる」)が 13.5%、「2週にわたり、1週は3日、翌週は2日開催する方法」(以下、「2週分割」)が 23.6%、「3週にわたり、2日開催する週を2つ、1日開催する週を1つにする方法」(以下、「3週分割」)が 26.6%、「上記のうちどれでもない」が 15.6%、「わからない」が 30.8%である。

なお、『内閣府裁判員世論調査(3. 裁判員制度と職業や日常生活との関わり (2)裁判所に行く場合の都合のよい間隔)』と比べると、本調査では「わからない」と回答する者がより多いという特徴がある。ちなみに、内閣府裁判員世論調査では、「毎日」とする者の割合が 10.6%、「週に2,3日程度」とする者の割合が 29.1%、「週に1日程度」とする者の割合が 42.0%、「それ以上」とする者の割合が 2.8%、「わからない」とする者の割合が 15.5%であった。

なお、職業別で見た場合、図 3-3-2 に示すように、会社員は3週分割のニーズが高く、学生は連続開廷のニーズが高く、自営・自由業者は連続開廷のニーズが低いという結果が得られた。

図 3-3-1 裁判の開廷方法(参加日数が5日の場合)(MA)

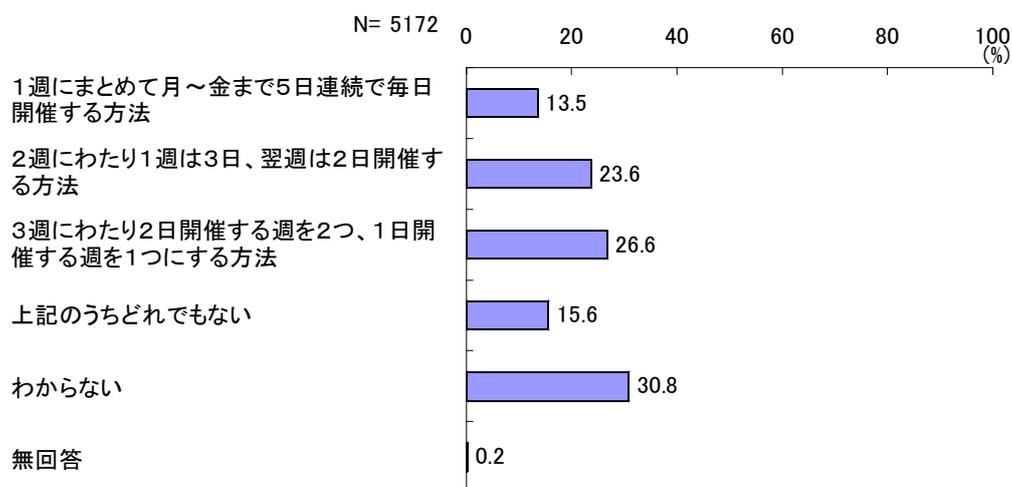
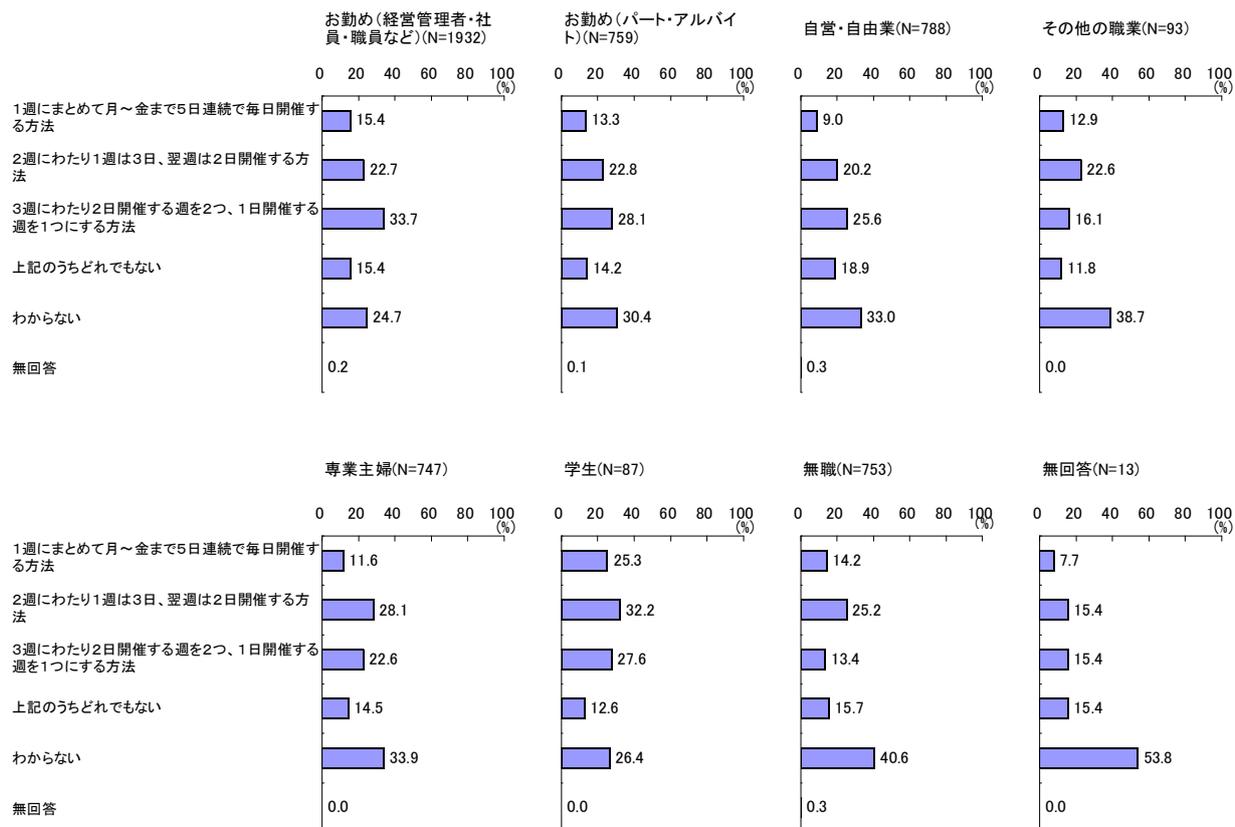


図 3-3-2 裁判の開廷方法(参加日数が5日の場合)(職業)(MA)



(2) 裁判の開廷方法(裁判日数が10日の場合)と国民の裁判員としての参加

回答結果の内訳(比率)は、図 3-3-3 に示すように、「2週にまとめて月～金まで10日連続で毎日開催する方法」(以下、「2週連続」)が 8.9%、「4週にわたり、3日開催する週を2つ、2日開催する週を2つにする方法」(以下、「4週分割」)が 20.6%、「毎週2日ずつ5週連続して開催する方法」(以下、「5週分割」)が 27.2%、「上記のうちどれも無い」が 17.2%、「わからない」が 34.5%である。

なお、職業別で見た場合、図 3-3-4 に示すように、会社員は5週分割のニーズが高く、学生はいずれの開催方法にもある程度対応が可能であり、自営・自由業者は連続開廷のニーズが低いという結果が得られた。

図 3-3-3 裁判の開廷方法(参加日数が10日の場合)(MA)

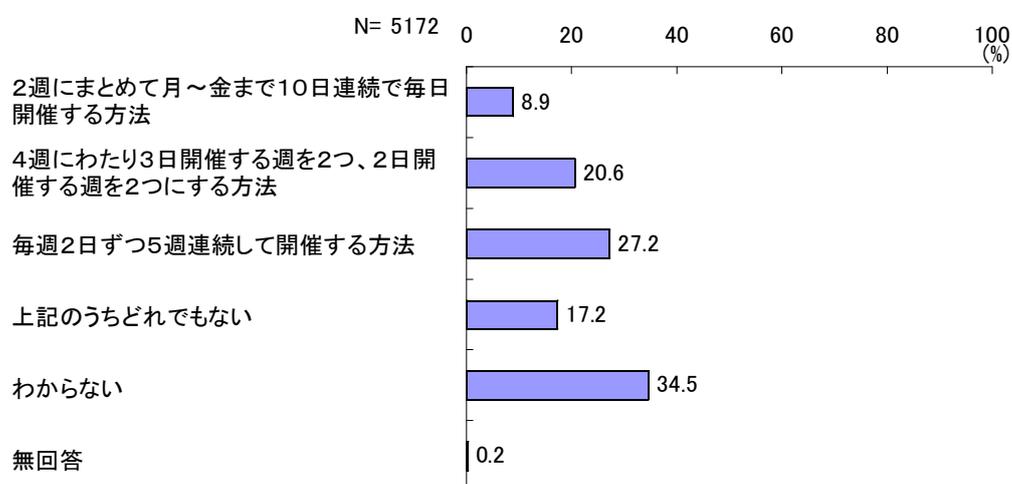
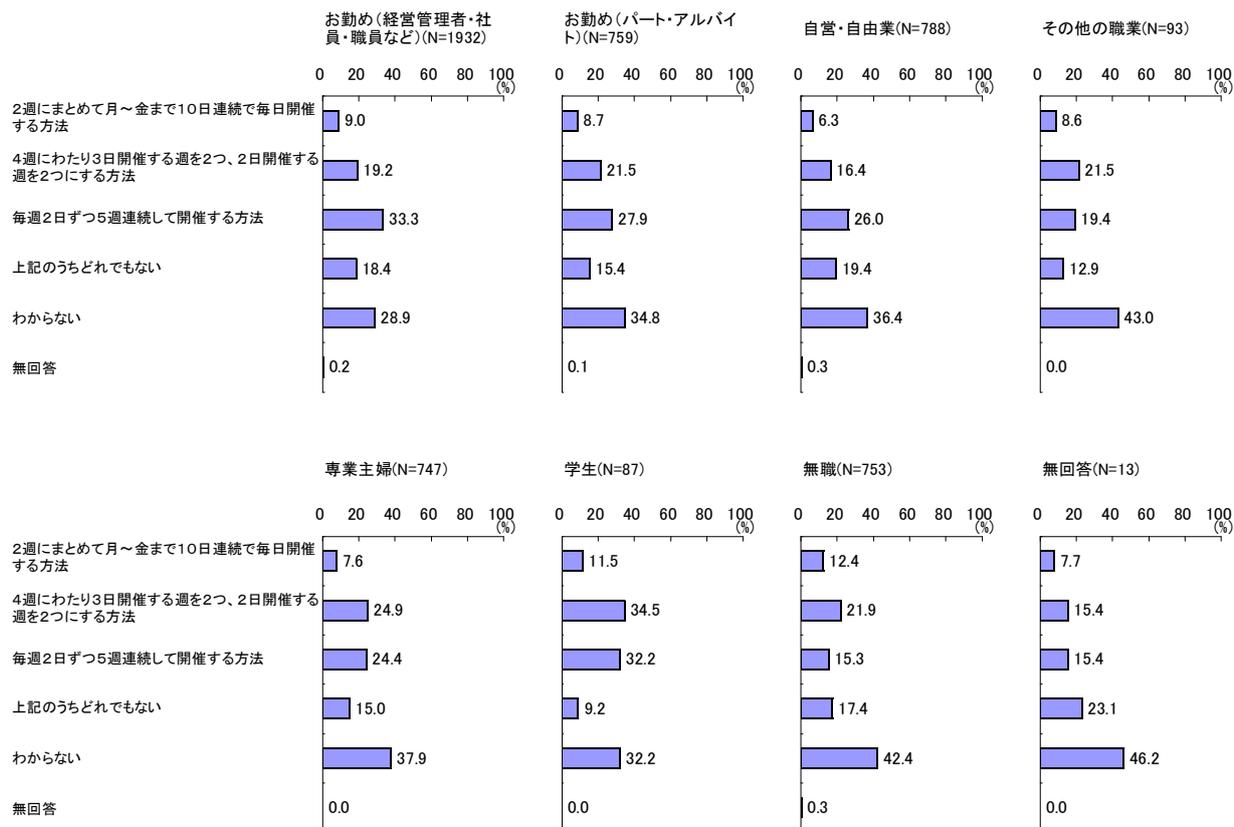


図 3-3-4 裁判の開廷方法(参加日数が10日の場合)(職業)(MA)

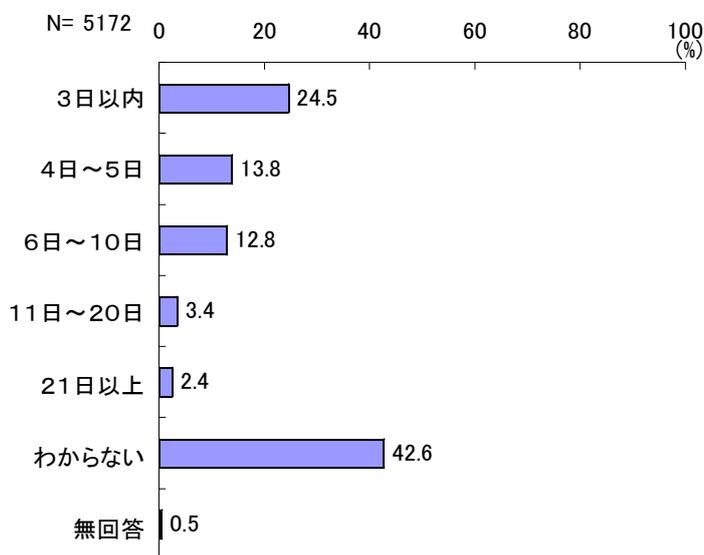


(3) 裁判の開廷日数(休廷日をはさむ場合)と国民の裁判員としての参加 ア 全体傾向

回答結果の内訳(比率)は、図 3-3-5 に示すように、「3日以内」が 24.5%、「4日～5日」が 13.8%、「6日～10日」が 12.8%、「11日～20日」が 3.4%、「21日以上」が 2.4%、「わからない」が 42.6%である。

連続開廷の場合と比較すると、裁判に参加できる者が増加し、また、「4日～5日」以上のより長期の裁判に参加することができる者の割合が増加している。すなわち、より参加しやすくなり、かつ、より長期の裁判に参加することができるようになるという効果が見られる。

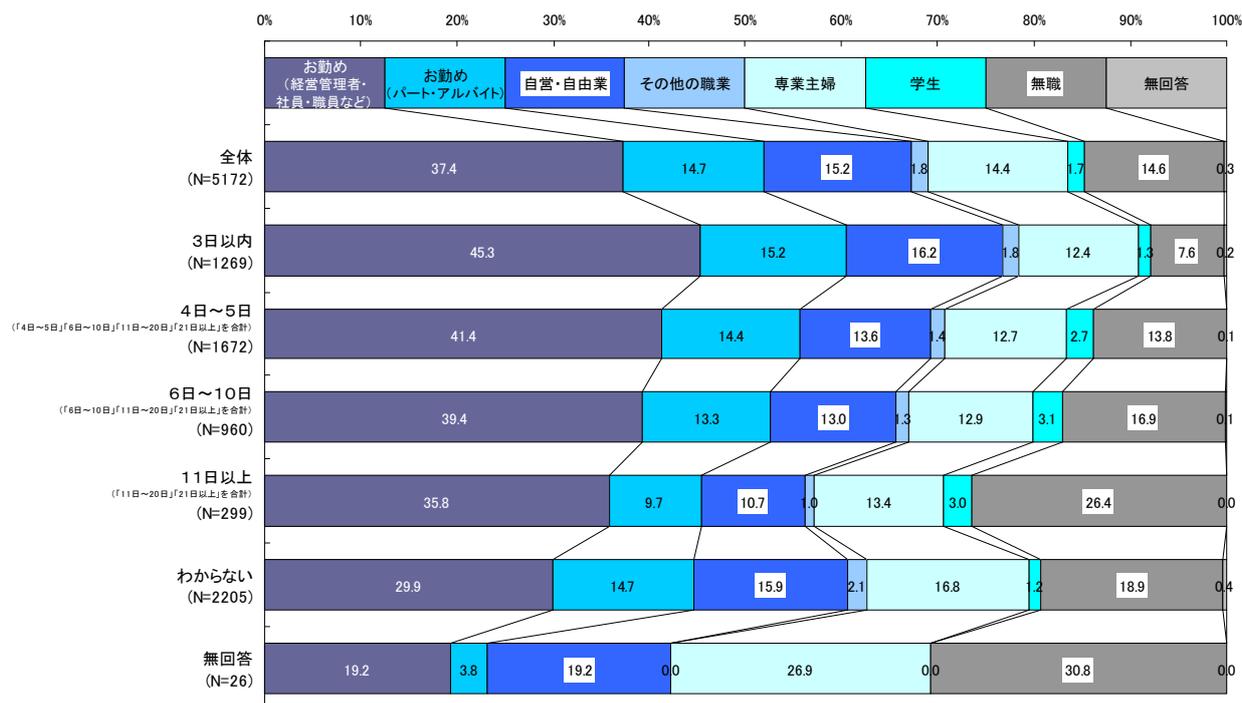
図 3-3-5 休廷日をはさんで裁判に参加できる日数(SA)



イ 職業

回答結果の内訳(比率)は、図 3-3-6^{*5} に示すように、どの期間も回答者の職業構成比に近い構成となり、連続開廷で見られた職業間の「偏り」が修正される傾向が示された。なお、「3日以内」において「お勤め(経営管理者・社員・職員など)」がやや多く、「6日～10日」、「11日以上」で「学生」と「無職」の構成比が多いのは、連続開廷と同様であるが、全体傾向と同じくその程度は修正されている。

図 3-3-6 休廷日をはさんで裁判に参加できる日数(職業)(SA)

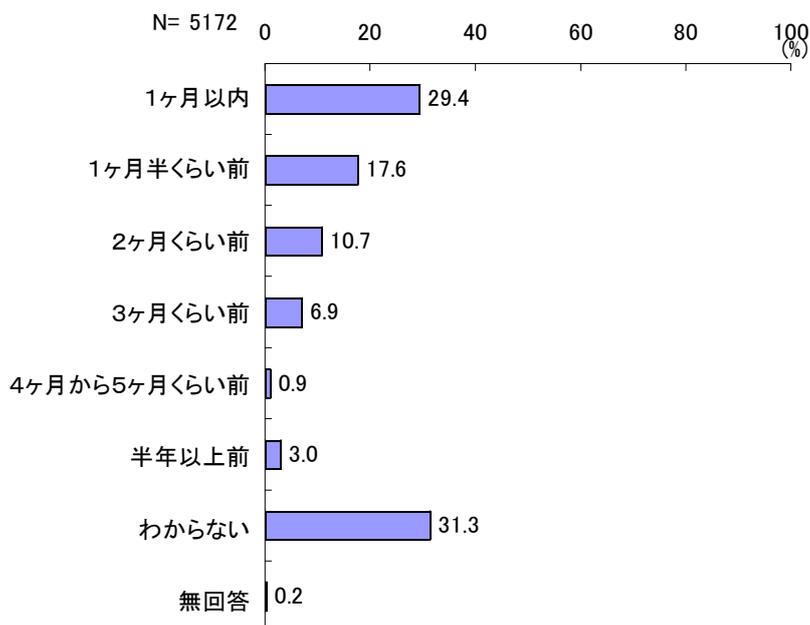


*5 なお、図 3-3-6 は、特定の日数の裁判に参加可能な者の構成がどのようになるかを把握するという観点から、例えば、審理日数が「3日以内」については、休廷日をはさむ場合に参加可能な日数についての質問(問6)で、「3日以内」と回答した者に「4日～5日」、「6日～10日」、「11日～20日」、「21日以上」と回答した者を加えた上で、その構成分布を確認したグラフである。同様に審理日数が「4日～5日」については、「4日～5日」と回答した者に「6日～10日」、「11日～20日」、「21日以上」と回答した者を加え、「6日～10日」については、「6日～10日」と回答した者に「11日～20日」、「21日以上」と回答した者を加え、「11日以上」については、「11日～20日」と回答した者に「21日以上」と回答した者を加えている。

(4) 日程調整(5日間の予定の場合)と国民の裁判員としての参加

回答結果の内訳(比率)は、図 3-3-7 に示すように、「1ヶ月以内」が 29.4%、「1ヶ月半くらい前」が 17.6%、「2ヶ月くらい前」が 10.7%、「3ヶ月くらい前」が 6.9%、「4ヶ月から5ヶ月くらい前」が 0.9%、「半年以上前」が 3.0%、「わからない」が 31.3%である。「わからない」と回答した者が最も多いものの、「1ヶ月以内」及び「1ヶ月半くらい前」と回答した者の合計は、約 5 割である。また、1ヶ月半以降から半年までの期間においては、予定の時期から遠ざかるほど、回答率が下がっているという特徴が見られる。

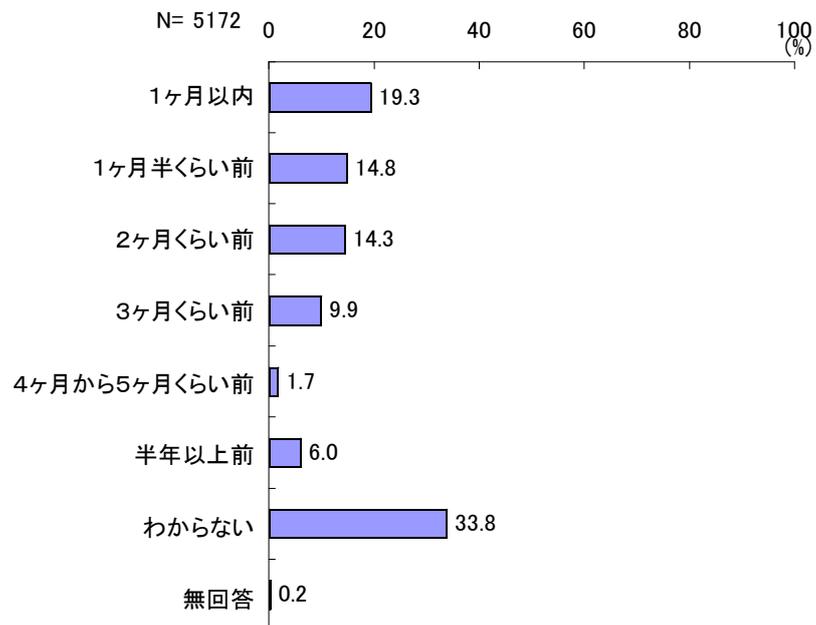
図 3-3-7 日程調整(5日間の予定の場合)と国民の裁判員としての参加(SA)



(5) 日程調整(10日間の予定の場合)と国民の裁判員としての参加

回答結果の内訳(比率)は、図 3-3-8 に示すように、「1ヶ月以内」が 19.3%、「1ヶ月半くらい前」が 14.8%、「2ヶ月くらい前」が 14.3%、「3ヶ月くらい前」が 9.9%、「4ヶ月から5ヶ月くらい前」が 1.7%、「半年以上前」が 6.0%、「わからない」が 33.8%である。「わからない」と回答した者が最も多いものの、「1ヶ月以内」、「1ヶ月半くらい前」及び「2ヶ月くらい前」と回答した者の合計は、約 5 割である。また、2ヶ月以降から半年までの期間においては、予定の時期から遠ざかるほど、回答率が下がっているという特徴が見られる。

図 3-3-8 日程調整(10日間の予定の場合)と国民の裁判員としての参加(SA)



4 国民が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備

アンケートでは、国民が裁判員として参加する場合の障害事由として、日程調整のほか、心理的不安や移動、金銭上の負担、健康不安、養育や介護など様々な点が確認された。また、国民が裁判員として裁判に参加しやすい環境整備のあり方について、サラリーマン、介護・養育、裁判の進め方の視点から確認した。

(1) サラリーマンの場合

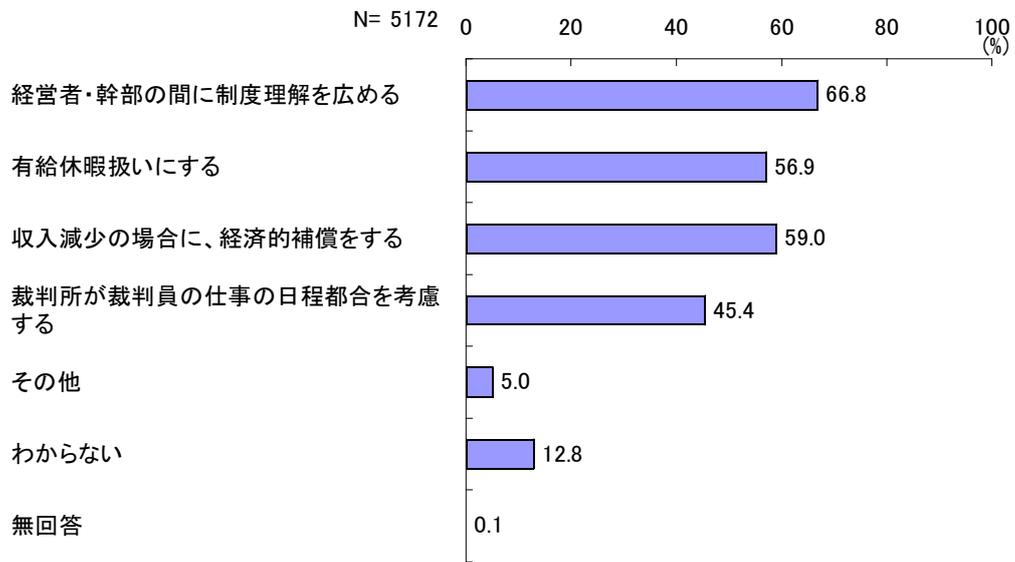
(なお、サラリーマン以外の者を含め全員に対して回答を求めている。)

ア 多岐選択の場合

回答結果の内訳(比率)は、図 3-4-1 に示すように、「会社の経営者や幹部の間に、裁判員制度への理解を広める」(以下、「経営者・幹部の間に制度理解を広める」)が 66.8%、「裁判員の役目を果たすために仕事を休んだ場合は、会社が有給休暇扱いにする」(以下、「有給休暇扱いにする」)が 56.9%、「裁判員の役目を果たすために収入が減った場合に、経済的に十分な補償をする」(以下、「収入減少の場合に、経済的補償をする」)が 59.0%、「裁判所が、裁判員に選ばれる人の仕事の日程の都合を考慮する」(以下、「裁判所が裁判員の仕事の日程都合を考慮する」)が 45.4%、「その他」が 5.0%、「わからない」が 12.8%、無回答が 0.1%である。「その他」の具体的な意見としては、勤務先・顧客からの理解、企業・個人への制度の義務付けが多くあげられている。

なお、『内閣府裁判員世論調査(3. 裁判員制度と職業や日常生活との関わり (3) サラリーマン等が裁判員の役目を果たしやすくするための条件整備)』と比べると、本調査では、経済的補償や経営者・幹部の制度理解がより多いという特徴がある。ちなみに、内閣府裁判員世論調査では、「裁判員の役目を果たすために仕事を休んだ場合は、会社が有給休暇扱いにする」が 53.1%、「会社の経営者や幹部の間に、裁判員制度への理解を広める」が 44.1%、「裁判員の役目を果たすために収入が減った場合、その分を補てんする任意加入の保険や共済などの仕組みを普及させる」が 29.4%、「裁判所が、裁判員に選ばれた人の仕事の都合を考えて、裁判員が裁判所に行く日程を決める」が 27.5%の順で多かった。

図 3-4-1 国民(サラリーマン)が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備
(多岐選択の場合)(MA)

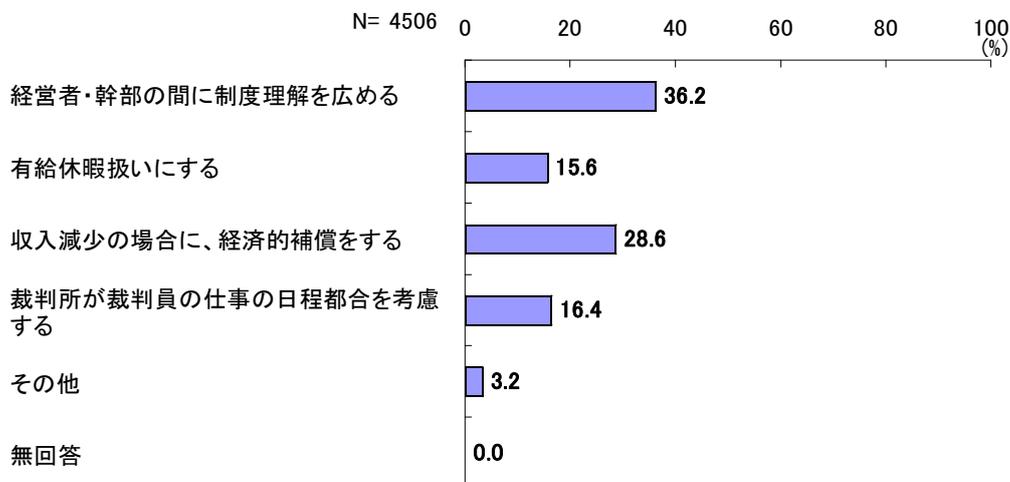


イ 最も重要な環境整備

回答結果の内訳(比率)は、図 3-4-2 に示すように、「経営者・幹部の間に制度理解を広める」が 36.2%、「有給休暇扱いにする」が 15.6%、「収入減少の場合に、経済的補償をする」が 28.6%、「裁判所が裁判員の仕事の日程都合を考慮する」が 16.4%、「その他」が 3.2%、「無回答」が 0.0%である。

すなわち、経営者・幹部の制度理解、経済的補償が、特に重要であるという結果が得られた。

図 3-4-2 国民(サラリーマン)が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備
(最も重要な環境整備)(SA)



(2) 介護・養育を要する場合

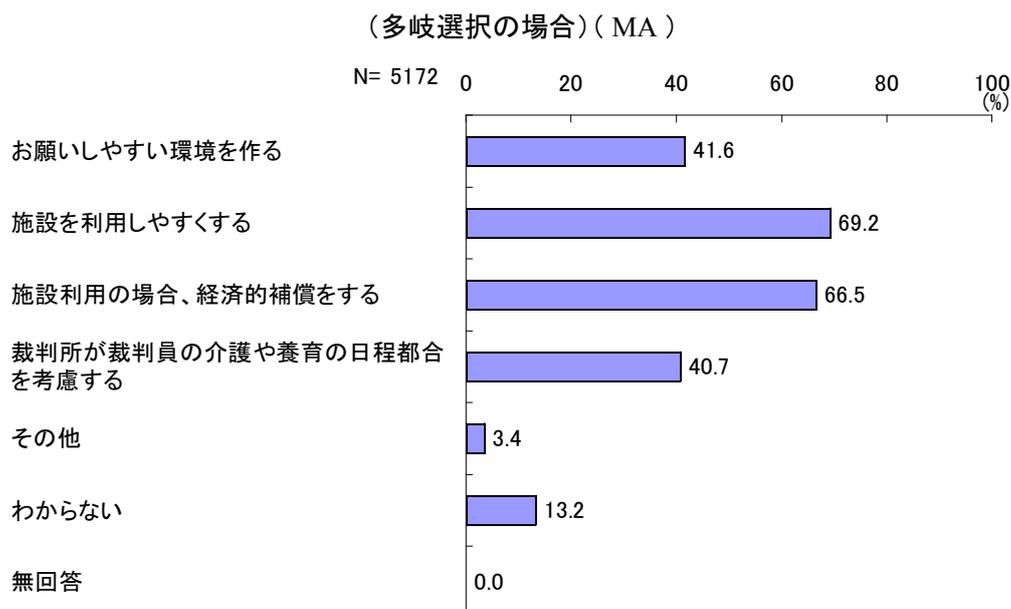
(なお、介護・養育を要する家族がいない者を含め全員に対して回答を求めている。)

ア 多岐選択の場合

回答結果の内訳(比率)は、図 3-4-3 に示すように、「裁判員制度を広く社会に周知させて、配偶者(妻や夫)や親戚、近所の人たちに家族の介護や養育をお願いしやすい環境を作る」(以下、「お願いしやすい環境を作る」)が 41.6%、「必要なときに、介護施設や育児施設を利用しやすくする」(以下、「施設を利用しやすくする」)が 69.2%、「介護施設や育児施設を利用した場合に、経済的に十分な補償をする」(以下、「施設利用の場合、経済的補償をする」)が 66.5%、「裁判所が、裁判員に選ばれる人の介護や養育の日程の都合を考慮する」(以下、「裁判所が裁判員の介護や養育の日程都合を考慮する」)が 40.7%、「その他」が 3.4%、「わからない」が 13.2%である。「その他」の具体的な意見としては、介護・養育を要する者の不選任、施設の確保と設立が多くあげられている。

なお、『内閣府裁判員世論調査(3. 裁判員制度と職業や日常生活との関わり (4) 介護や養育をしている者が裁判員の役目を果たしやすくするための条件整備)』と比べると、本調査では、お願いしやすい環境作り、経済的補償、日程考慮をあげる者が多いという特徴がある。ちなみに、内閣府裁判員世論調査では、「必要なときに、介護施設や育児施設を利用しやすくする」が 59.5%、「裁判員の役目を果たすために介護施設や育児施設を利用した場合の費用を補てんする任意加入の保険や共済などの仕組みを普及させる」が 35.8%、「裁判所が、介護や養育をしている裁判員の都合を考えて、裁判員が裁判所に行く日程を決める」が 28.2%、「配偶者や親戚、近所の人たちの間に、裁判員制度への理解を広める」が 27.1%の順で多かった。

図 3-4-3 国民(介護者・養育者)が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備

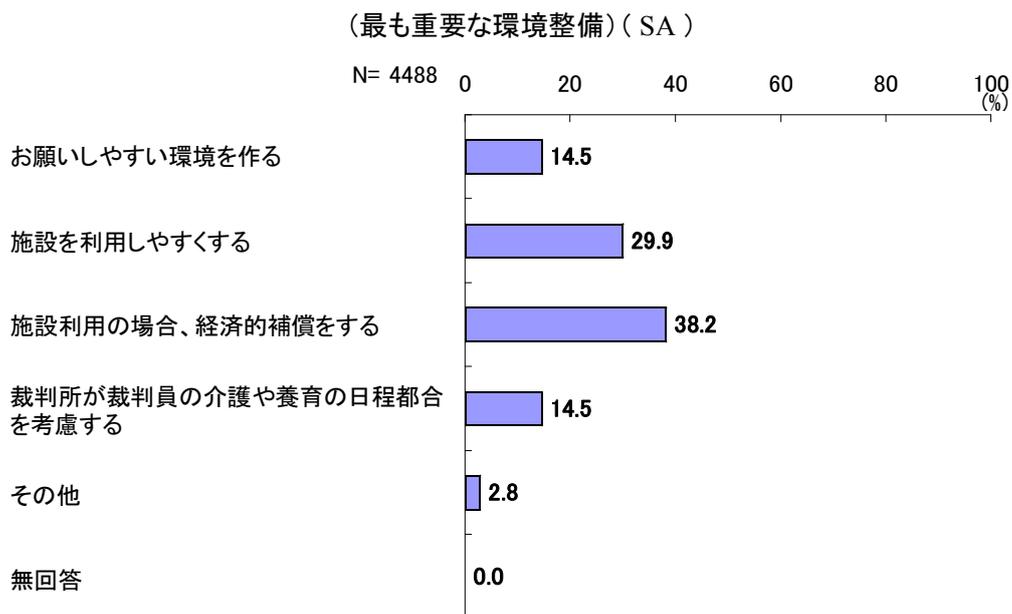


イ 最も重要な環境整備

回答結果の内訳(比率)は、図 3-4-4 に示すように、「お願いしやすい環境を作る」が 14.5%、「施設を利用しやすくする」が 29.9%、「施設利用の場合、経済的補償をする」が 38.2%、「裁判所が裁判員の介護や養育の日程都合を考慮する」が 14.5%、「その他」が 2.8%である。

すなわち、経済的補償、施設の利用のしやすさが、特に重要であるという結果が得られた。

図 3-4-4 国民(介護者・養育者)が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備

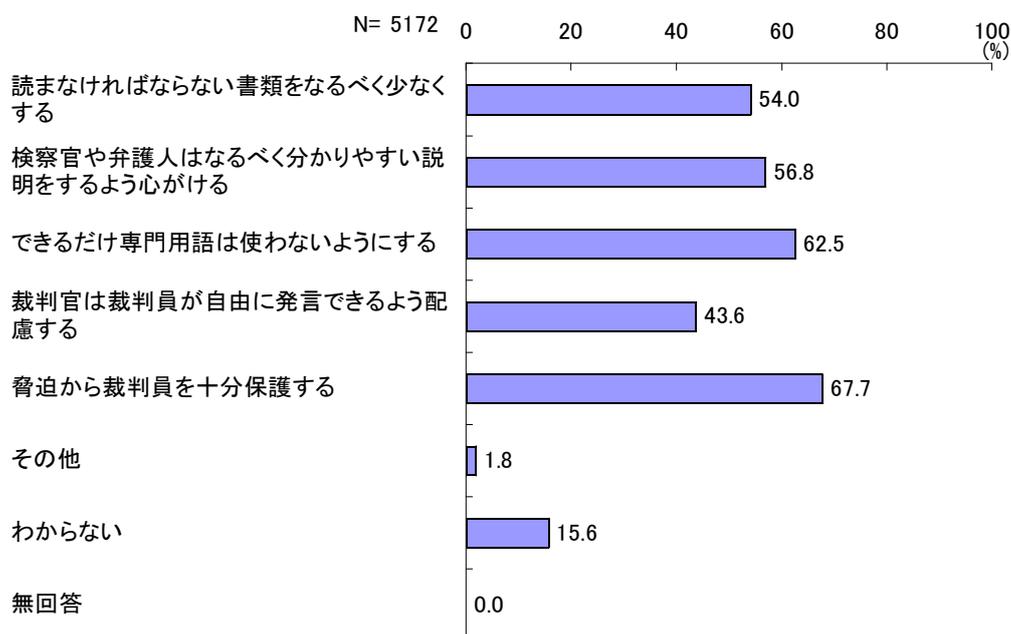


(3) 裁判の進め方

ア 多岐選択の場合

回答結果の内訳(比率)は、図 3-4-5 に示すように、「調べる証拠は、できるだけ法廷で直接見たり聞いたりして分かるものにして、読まなければならない書類はなるべく少なくすむようにする」(以下、「読まなければならない書類をなるべく少なくする」)が 54.0%、「検察官や弁護人が自らの考えを主張するときは、図面を活用するなどして、なるべく分かりやすい説明をするように心がける」(以下、「検察官や弁護人はなるべく分かりやすい説明をするよう心がける」)が 56.8%、「できるだけ専門用語は使わないようにする」が 62.5%、「裁判員と裁判官が評議をするときは、裁判官は裁判員が自由に発言しやすいように配慮する」(以下、「裁判官は裁判員が自由に発言できるよう配慮する」)が 43.6%、「裁判員が、事件の関係者から脅迫を受けるようなことがないよう裁判員を十分に保護する」(以下、「脅迫から裁判員を十分保護する」)が 67.7%、「その他」が 1.8%、「わからない」が 15.6%である。「その他」の具体的意見としては、参加したことの守秘と安全確保、証拠や書類の事前配布が多くあげられている。

図 3-4-5 国民が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備(裁判の進め方)
(多岐選択の場合)(MA)

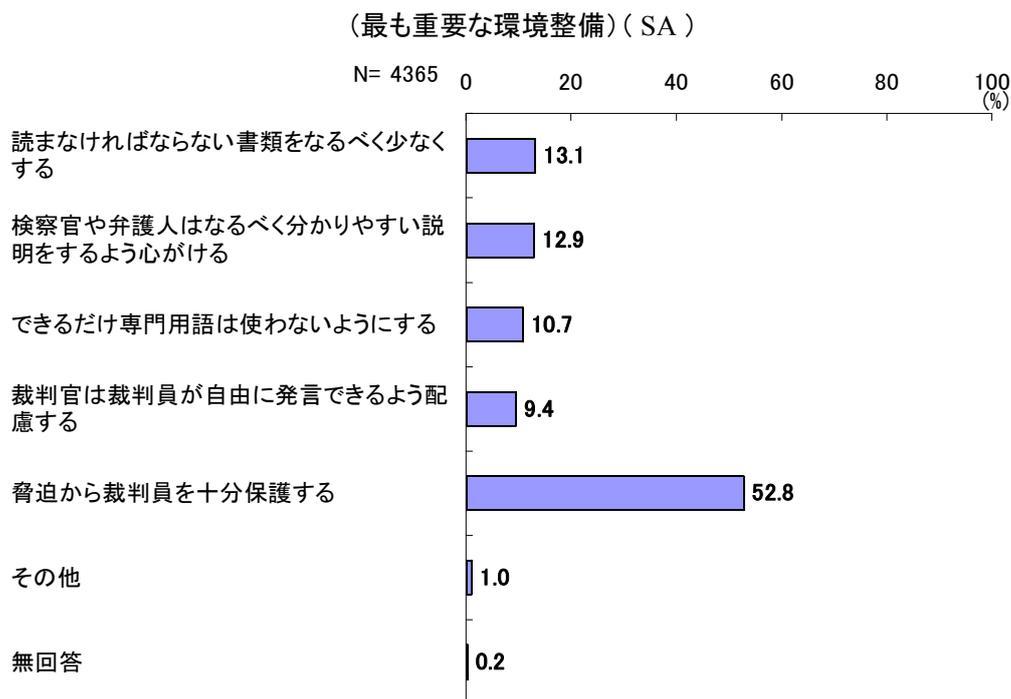


イ 最も重要な環境整備

回答結果の内訳(比率)は、図 3-4-6 に示すように、「読まなければならない書類をなるべく少なくする」が 13.1%、「検察官や弁護人はなるべく分かりやすい説明をするよう心がける」が 12.9%、「できるだけ専門用語は使わないようにする」が 10.7%、「裁判官は裁判員が自由に発言できるよう配慮する」が 9.4%、「脅迫から裁判員を十分保護する」が 52.8%、「その他」が 1.0%である。

すなわち、脅迫からの保護が、特に重要であるという結果が得られた。

図 3-4-6 国民が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備(裁判の進め方)



5 国民の特性に対応したきめ細かな対応

アンケート結果は、これまで見てきたように、全体集計だけではなく、クロス集計を細かく分析することによって、国民の特徴的なグループ毎の特性を確認することができる。今後、アンケート結果を用いて、国民が裁判に参加しやすい施策を検討する場合には、とりわけそのような視点が必要となる。そこで、以下では、これまで検討してきた結果から、全体集計に現れた傾向に比べてより顕著な特色を持つグループを識別し、その特徴を再整理するとともに、そのような特徴を踏まえ、参加促進を検討する上でのポイントをまとめることとする。

(1) 全体の傾向に比べてより顕著な特色の見られるグループを識別する視点

全体集計に現れた傾向に比べてより顕著な特色を持つグループを識別し抽出するにあたり、現在の状況において裁判に参加する上での障害はいかなるものかという視点と、仮にある対策を実施した場合に参加可能性はどのように変わりうるのかという視点を用いることとしたい。前者の視点は現在の障害を表し、後者の視点は潜在的可能性を表している。そこで、現在の障害と潜在的可能性のそれぞれについて、より大きいといえるグループと、より小さいといえるグループを区分し、各グループの位置づけを明確にすることとしたい(図 3-5-1)。

現在の障害の程度については、アンケートにおいて現在の状況として確認した裁判への参加意欲(調査票の問1)、参加にあたっての障害事由(同じく問2)、連続開廷の場合の参加可能性と理由(問3)、特定月の繁閑とその理由(問7, 問8)を指標とすることができる。それぞれの指標においては、現在の障害の程度がより大きいと考えられるグループは、参加意欲が低い、参加にあたっての障害事由を削減するコントロール(制度上の制御)の実施が容易ではない、連続開廷の場合の参加可能性が低いまたはその理由(障害要因)を削減するコントロールの実施が容易ではない、特定月に参加できない場合が多い、などの特徴を持つものとする。一方、現在の障害の程度がより小さいと考えられるグループは、より大きいと考えられるグループと反対の特徴を持つものとする。

また、潜在的可能性としては、参加意欲(調査票の問1)、休廷日をはさんだ裁判の開催(週割り)の場合の参加可能性(同じく問4から問6)、5日間または10日間の予定を入れる場合の日程調整時期(問9, 問10)、環境整備のニーズ(問11から問13)を指標とすることができる。なお、現在の障害の程度でも取り上げた裁判への参加意欲を含めた理由は、将来の行動は現在の意欲にも制約される面があるからである(ただし、意欲は障害事由の削減などによって変化させることが可能であるという面も持つ)。

それぞれの指標においては、潜在的可能性の程度がより大きいと考えられるグループは、参加意欲が高い、休廷日をはさんだ裁判の開催(週割り)の場合の参加可能性が高い(参加日数の増加のほかより長期の裁判に参加できる場合を含む)、5日間または10日間の予定を入れる場合の日程調整時期が明確であり1ヶ月以上前からの調整が可能である、環境整備のニーズが明確でありそのニーズの実現可能性もまた高い、などの特徴を持つものとする。一方、潜在的可能性の程度がより小さいと考えられるグループは、より

大きいと考えられるグループと反対の特徴を持つものとする。

なお、各指標に従ってグループの評価を実際に行う場合には、当該グループの回答結果を全体平均との比較から相対的に評価する場合と、回答が当該グループの過半を占めるなど絶対的に評価する場合とを組み合わせることとする。

図 3-5-1 全体の傾向に比べてより顕著な特色の見られるグループを識別する視点

質問	現在の障害		潜在的可能性	
	より大きい	より小さい	より大きい	より小さい
参加意欲 (問1)	参加意欲が低い	参加意欲が高い	参加意欲が高い	参加意欲が低い
障害事由 (問2)	コントロールが容易ではない事由(健康)	コントロールが容易な事由(移動、日程)	—	—
連続開廷 (問3)	1日も出られない、理由がコントロール容易ではない(健康)	参加者が多いまたはより長期に参加できる、理由がコントロールできる(仕事等)	—	—
週割り (問4-6)	—	—	参加者が増えるまたはより長期に参加できる	参加者が増えないまたはより短期になる
特定月 (問7-8)	困難月が多い	容易月がある	—	—
日程調整時期 (問9-10)	—	—	明確であり1ヶ月以上前から可能	明確ではないまたは直前でなければわからない
環境整備 (問11-13)	—	—	実現可能な対策に明確なニーズがある	ニーズが不明

(2) 全体の傾向に比べてより顕著な特色の見られるグループとその特性

全体集計に現れた傾向に比べてより顕著な特色を持つグループを、上記の方法に従って識別し、現在の障害と潜在的可能性のそれぞれより大きなものとより小さなものとを掛け合わせて分類すると、現在の障害が高く潜在的可能性の低いもの、現在の障害が高く潜在的可能性の高いもの、現在の障害が低く潜在的可能性の低いもの、現在の障害が低く潜在的可能性の高いものという4つに区分することができる。

ただし、国民は年齢、家族、職業・職種など同一人物において複数の属性を持つことから、複数のグループに属する。しかし、同一の者が属するグループが必ずしも同じ傾向を持つわけではない。極端な場合には、同一の者が異なる傾向を持つ複数のグループに属するという場合も見られる。

(3) 国民が裁判員として参加するための施策

国民が裁判員として参加するための施策は、裁判員制度についての理解の向上に努めるとともに、参加に関わる障害要因を削減・除去することが重要である。

第1の国民の理解向上は、広報啓発などの非経済的インセンティブを付与する施策が中心となるが、すでに裁判所を含む関係機関・団体等が連携して精力的に実施している。

第2の障害要因の削減・除去は、アンケートで確認した日程調整の方法及び環境整備（サラリーマンのための環境整備、要養育者・要介護者を持つ者のための環境整備、裁判の進め方の改善など）などのインセンティブを付与する様々な施策が検討されている。アンケートでは、裁判員として参加する場合の最大の障害事由が日程調整、次いで心理的不安であることが確認されたことから、インセンティブ設計の柱は、国民の参加を促進する日程調整のあり方や、心理的不安を解消する方策となる。

(4) 国民の属性等を踏まえたきめ細かな対応

国民が裁判員として参加するための施策は、国民全体に対して共通に実施するものもあれば、国民の中の顕著な特性を持ったグループに対して個々に実施するものもある。これらが最適にミックスされることで、施策の効果が最もよりよく発揮されることになる。

国民の中の顕著な特性を持ったグループは、前項で検討したとおりである。それらのグループについては、可能な限り集団の特性を踏まえたきめ細かな対応が望まれる。そこで、グループ毎に考え得る施策を、以下にとりまとめる(図 3-5-2)。なお、国民は年齢、家族、職業・職種など同一人物において複数の属性を持つことから、複数のグループに属する。しかし、同一の者が属するグループが必ずしも同じ傾向を持つわけではなく、同一の者が異なる傾向を持つ複数のグループに属するという場合も見られる。そのため、グループ間のニーズが異なることを反映し、施策の策定において複数の選択肢をとりえない場合には、各施策が相反することになる場合も発生する可能性がある。

図 3-5-2 全体の傾向に比べてより顕著な特色の見られるグループと参加拡大策の例

現在の障害と潜在的可能性	グループとその特徴	参加拡大策の例	備考
現在の障害が高く潜在的可能性の低いグループ	○70歳以上の高齢者 -健康面の障害 -参加は困難 -週割りでも増えず -特定月困難多い -日程調整時期不明 -環境整備ニーズ希薄 -意欲低い	人口の中で、年齢別の区分では最も小さいグループであるが、参加を促すため、理解を求めていく	・回答者の年齢別構成では11.6%を占めるグループ ・辞退事由該当者である*6
	○要介護者がいる者 -健康面の障害 -参加は困難 -週割りでも増えず -日程調整困難 -特定月困難多い -環境整備ニーズ希薄 -意欲低い	参加を促すため、本人や家族に理解を求め、介護などのニーズに応じていく	・回答者の家族構成別構成では11.7%を占めるグループ ・70歳以上の高齢者と近似的 ・辞退事由に該当する場合がある*7
	○無職・専業主婦 -心理・健康面の障害 -週割りでも増えず -日程調整困難 -環境整備ニーズ希薄 (主婦は介護ニーズあり) -意欲低い	職業では「お勤め」に次ぐ4大社会層の2つであるため、参加を促すため、本人や家族に理解を求め、介護などのニーズに応じていく	・回答者の職業別構成では29.0%を占めるグループ ・無職は主として高齢者(女性)が多い ・辞退事由に該当する者も多い可能性がある
	○農林漁業等に従事する者 -参加は困難 -週割りでも増えず +日程調整は可能 -環境整備ニーズ希薄 -意欲低い	仕事の閑散期には参加可能性が高いため、各団体などを通じて、広報活動を進め、参加を促していく	・有職者である回答者の業種別構成では5.0%を占めるグループ ・高齢者や遠距離者も多い ・また、自営業者も多い
	○技能工・生産工程従事職 -障害多い -参加は困難 -週割りでも増えず -日程調整困難 +裁判の進め方ニーズ -意欲低い	業種としては最大規模の社会層であるため、生産ライン移動の制約が多いものの、各団体などを通じて、広報活動を進め、参加を促していくとともに、中小企業向けの対策を実施していく	・有職者(「お勤め」)である回答者の職種別構成では13.9%を占めるグループ ・中小零細企業も多い
	○運輸業・運転職に従事する者 -参加は困難 -週割りでも増えず -日程調整困難 -特定月困難多い -環境整備ニーズ小	業種としては比較的就業人口が多いが、交代制・長時間の勤務や過当競争・低賃金などの市場・雇用状況を踏まえて、各団体などを通じて、広報活動を進め、参加を促していく	・有職者である回答者の業種別構成では5.3%、有職者(「お勤め」)の職種別構成では5.2%を占めるグループ
	○自営・自由業 -特に個人経営、販売店主は障害が多く、週割りでも参加が増えない -環境整備ニーズ希薄	お勤めに次ぐ人口規模を持つが、経営・店舗運営などの制約が大きいことを踏まえ、団体等とも連携し、参加拡大のニーズを掘り起こしていく	・回答者の職業別構成では15.2%を占めるグループ
	○移動に3時間超を要する者 -参加は困難 -週割りでも増えず -意欲低い	宿泊手段の提供などを通じて、参加を拡大していく	・回答者の所要時間別構成では3.7%を占めるグループ

次頁に続く

*6「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)」(以下、裁判員法)の「第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。」において、「一 年齢七十年以上の者」と定められている。

*7 裁判員法の「第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。」において、「七 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出席することが困難な者」のうち、「ロ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。」と定められている。

図 3-5-2 全体の傾向に比べてより顕著な特色の見られるグループと参加拡大策の例(続き)

現在の障害と潜在的可能性	グループとその特徴	参加拡大策の例	備考
現在の障害が高く潜在的可能性の高いグループ	○病院・診療所に従事する者 - 障害多い - 参加困難 + 日程調整は可能	交代制などの勤務があるが、余裕を持つての時間調整で参加を拡大することが可能であるため、団体等とも連携し、広報活動を進め、参加を促していく	・有職者である回答者の業種別構成では4.1%を占めるグループ
	○福祉(児童・老人・障害者・介護など)に従事する者 - 障害多い + 日程調整は可能	交代制などの勤務があるが、余裕を持つての時間調整で参加を拡大することが可能であるため、団体等とも連携し、広報活動を進め、参加を促していく	・有職者である回答者の業種別構成では4.6%を占めるグループ
現在の障害が低く潜在的可能性の低いグループ	なし	-	
現在の障害が低く潜在的可能性の高いグループ	○20代の者 - 障害は多様 + 日数多い + 週割りで増加 + 日程調整は可能 + 特定月困難少ない + 環境整備ニーズ大 + 意欲高い	年齢人口では最も少ないものの、中期的に今後の裁判員制度の担い手でもあるため、広報活動を進め参加を促すとともに、日程、金銭、心理など多様な障害に対応する施策を進めていく	・回答者の年齢別構成では12.3%を占めるグループ ・学生とも一部重複
	○30代～50代の者 + 障害は低い + 日程調整も可能 + 環境整備ニーズ大 + 意欲高い	生産人口の中心的な担い手で仕事・家庭と多忙であるが、裁判員制度の中心的な担い手として、広報活動を進め参加を促すとともに、日程調整、養育・介護、心理など多様な環境整備ニーズに応えていく	・回答者の年齢別構成では58.2%を占めるグループ ・お勤めと同質的
	○要養育者・要介護者がいない者 + 障害は低い + 日数多い	人口の6割以上を占める多数であるため、広報活動を進め参加を促していく	・回答者の家族構成別構成では63.8%を占めるグループ
	○要養育者がいる者 + 週割りで増加 + 日程調整が可能 + 環境整備ニーズ大 + 意欲高い	未就学・小学校低学年及び高学年がいる家庭であるが、要養育者に関わる環境整備を通じて、参加を促していく	・回答者の家族構成別構成では33.4%を占めるグループ ・辞退事由に該当する場合がある(未就学・小学校低学年など) ^{*8}
	○お勤めの者 + 障害は低い + 日数多い + 特定月困難少ない + 環境整備ニーズ大 + 意欲高い	職業の中では最大の社会層であり、参加可能性・意欲ともに高いため、業種・職種が多様なニーズに応えつつ、広報活動を進め参加を促していく	・回答者の職業別構成では52.1%を占めるグループ
	○学生 + 日数多い + 環境整備ニーズ大 + 特定月困難少ない + 意欲高い	職業の中では相対的に年間を通じて参加が容易な層であり、意欲も高いことから、中長期的に今後の裁判員制度の担い手としての育成を進め、広報活動を進め参加を促していく	・回答者の職業別構成では1.7%を占めるグループ ・辞退事由に該当する可能性が高い ^{*9}
	○金融・証券・保険業、通信業に従事する者 + 障害は低い + 日数多い + 週割りで増加 + 特定月困難少ない + 意欲高い	業種の中では、参加が可能で意欲も高い社会層であるため、広報活動を進め参加を促していく	・有職者である回答者の業種別構成では4.6%を占めるグループ

次頁に続く

*8 注7に同じ。

*9 裁判員法の「第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。」において、「三 学校教育法第一条、第八十二条の二又は第八十三条の学校の学生又は生徒(常時通学を要する課程に在学する者に限る。)」と定められている。

図 3-5-2 全体の傾向に比べてより顕著な特色の見られるグループと参加拡大策の例(続き)

現在の障害と潜在的可能性	グループとその特徴	参加拡大策の例	備考
現在の障害が低く潜在的可能性の高いグループ(続き)	○学校・公務に従事する者 +障害は低い +日数多い +週割りで増加 +日程調整も可能 +特定月困難少ない +意欲高い	業種の中では、最も参加が可能で意欲も高い社会層であるため、団体等とも連携し、広報活動を進め参加を促していく	・有職者である回答者の業種別構成では8.1%を占めるグループ
	○お勤めで役員・部課長の職にある者 +障害は低い +日数多い(役員) +週割りで増加 +日程調整も可能 +特定月困難少ない +意欲高い	職種の中では、意思決定など責任ある仕事に就いているが、参加が可能で意欲も高い社会層であるため、広報活動を進め参加を促していく	・有職者(「お勤め」)である回答者の職種別構成では13.8%を占めるグループ
	○技術職・専門職にある者 +障害は低い(技術職) +日数多い +週割りで増加 +日程調整も可能 +特定月困難少ない +環境整備ニーズ大 +意欲高い	職種の中では、裁量労働なども拡大し、参加が可能で意欲も高い社会層であるため、団体等とも連携し、広報活動を進め参加を促していくとともに、サラリーマン向けの環境整備を進めていく	・有職者(「お勤め」)である回答者の職種別構成では20.8%を占めるグループ
	○保安職にある者 +日数多い +週割りで増加 +環境整備ニーズ大 +意欲高い	職種の中では、深夜勤務などもあるものの、比較的参加が可能で意欲も高い社会層であるため、団体等とも連携し、広報活動を進め参加を促していくとともに、サラリーマン向けの環境整備を進めていく	・有職者(「お勤め」)である回答者の職種別構成では1.2%を占めるグループ
	○大企業にお勤めの者 -障害はある +日数多い +週割りで増加 +特定月困難少ない +日程調整も可能 +意欲高い	企業規模の中では、比較的参加が可能で意欲も高い社会層であるため、団体等とも連携し、広報活動を進め参加を促していくとともに、サラリーマン向けの環境整備を進めていく	・有職者(「お勤め」)である回答者の勤め先の従業員数別構成ではおよそ過半を占めるグループ

注:図の見方

- ・現在の障害と潜在的可能性は、(1)全体の傾向に比べてより顕著な特色の見られるグループを識別する視点で述べた分類方法であり、図では、両者を掛け合わせて得られる4つの区分から各グループをマッピングしている。
- ・グループとその特徴は、各グループについて、アンケートの各質問項目の回答結果のうち、全体平均を上回るまたはグループに属する者の過半を占めるなどの結果が得られたものを簡潔に記している。
- ・図の中の+及び-は、当該項目が、現在の障害である場合には、より大きい場合(-)またはより小さい場合(+), 潜在的可能性である場合には、より大きい場合(+)またはより小さい場合(-)に、その特徴が一瞥して識別できるように示している。
- ・意欲低い(高い)とは、裁判への参加意欲(調査票の問1)の結果を示す。
- ・障害多い(多様)とは、参加にあたっての障害事由(問2)において全体平均を上回るまたはグループに属する者の過半を占めるなどの結果が得られたものの数が多いことを示している。同様に、健康面の障害、心理面の障害などは、それぞれ、自分の健康不安や家族の健康不安を障害事由としていること、心理的に不安であることを障害事由としていることを示す。
- ・参加は困難(日数多い)とは、連続開廷の場合の参加可能性と理由(問3)において、1日も参加で

きないが多い場合(参加日数が多い場合)を示す。

- ・週割りでも増えず(増加)とは、休廷日をはさんだ裁判の開催(週割り)の場合の参加可能性(同じく問4から問6)で、連続開廷の場合に比べ参加日数が増加しないこと(増加すること)を示す。
- ・特定月困難多い(困難少ない)とは、特定月の繁閑とその理由(問7, 問8)において、参加が困難であることが予め決まっている月の数が多い(少ないあるいは参加容易な月がある)ことを示す。
- ・日程調整困難(日程調整は可能)とは、5日間または10日間の予定を入れる場合の日程調整時期(問9, 問10)において、1ヶ月以上前の日程調整が困難であること(可能であることを示す。なお、日程調整時期不明とは、同様に日程調整時期がわからないとの回答が多いことを示す。
- ・環境整備ニーズ希薄(小, 大)等とは、環境整備で尋ねた各ニーズ(問11から問13)において、回答が少ない(多い)ことを示す。

第4 成果と展望

1 成果

アンケートは、裁判員制度に対する国民の参加可能性及び参加にあたっての障害要因やニーズなどについて客観的状況を把握することを第一の目的として実施し、以下の成果をあげることができた。

第1に、実査の成功として示された。実査の実施時期は例年のない寒波と大雪に見舞われる地域が多かったが、各地で、裁判員制度に対する高い関心や興味が示され、アンケート結果の信頼性が確保される高い回収率をもって実査を終了することができた。

第2に、これまで裁判員制度については、心理的不安などの主観的側面が強調されがちであったが、アンケートの結果からは、国民の置かれている客観的な状況及び障害事由等や、今後、国民の参加を促進する施策の方向性について、国民全体のみならず、様々なグループ毎についても、詳細なデータが得られた。

第3に、その結果、国民の過半は裁判員として参加できることや、障害事由として日程調整や心理的不安に対する対策を柱に国民の特性に応じた施策ミックスを通じて、より参加を促進していくことが可能であることが確認された。

第4に、一方、裁判員裁判の実際の運営に向けて、長期の裁判でいかに国民の参加を促進するかという課題も明らかにされたが、その施策の方向性もまたアンケートの結果から得ることができた。

以上から、アンケートはその目的を達成し、成功裡に終了することができたといえることができる。

2 展望

平成21年を目途とした裁判員制度の運用開始まで、残り約3年である。今後は、関係機関・団体等において、裁判員の参加促進に向けた一層具体的な制度設計や運用準備が進められていくことになる。

すでに、政府・裁判所・関係団体等が連携して、裁判員制度広報推進協議会などを通じて、広報啓発活動が精力的に実施されている。また、全国で法曹三者による模擬裁判が実施されるなど、裁判員の参加する刑事裁判のあり方についての検討が行われている。さらに、今後、裁判員選任手続の運用に関わる規則として、裁判員規則の制定作業も進められていくことになる。

本報告書が、そのような取組みにわずかでも寄与し、我が国における裁判員制度の導入の成功に貢献することができれば幸いである。

別添資料

①アンケート対象者説明資料

②調査票

③地方裁判所一覧

Q11 裁判員になると交通費や日当はもらえるのですか。

裁判員には、旅費、日当及び宿泊料が支払われることになっています。なお、具体的な金額については決まっています。今後、決められていきます。

(参考) 選挙権を有する国民の中からくじで選ばれ、検察官の不起訴処分(事件を裁判にかけなかったこと)のよしあしを審査する検察審査員に対しては、交通費のほか、一日あたり8,000円以内の日当が支給されています。

Q12 裁判員になったことでトラブルに巻き込まれることはありませんか。

裁判員の名前や住所などは、公にはされません。

また、評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかは、明らかにされません。裁判員のみなさんの安全を確保するために、裁判員やその親族を脅す行為をした者を処罰する規定が設けられています。

裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件は、裁判員が加わらず、裁判官だけで裁判を行う場合があります。

Q13 やはり人を裁くことは不安なのですが。

「裁く」というと、何かものすごいことをさせられるのではないかと考えて、不安になってしまう方も多いと思います。しかし、裁判員は1人だけで「裁く」ではありません。他の裁判員や裁判官を含めた9人で、いわば「1つのチーム」を作り、一緒になって結論を見つけ出していく作業を行うのです。裁判員が1人で抱え込んで思い悩むことはありません。チーム一丸となって、一緒に裁判をしていくのです。

また、「人を裁く」と言われますが、その人の人格や一生を裁くわけではありません。刑事裁判というのは、証拠に基づいて、その人が何をしたのか、どんな罪を犯したのかを判断するものです。その人の「行為を裁く」と言った方が適切です。

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。

平成21年5月までに裁判員制度が始まります。

裁判員制度とは？

「裁判員制度についてのアンケート」にご回答いただく前に、一読していただきますようお願いいたします。

Q1 裁判員制度とはどのようなものですか。

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事事件に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度で、この裁判員制度は、平成21年5月までに始まります。

原則として、裁判員6人と裁判官3人が一緒に刑事事件の審理に出席し、証人尋問や、検察官・弁護人の主張を聴いた上で、評議(話し合い)を行い、判決を宣告します。



Q2 なぜ裁判員制度を導入するのですか

裁判員制度では、裁判員6人と裁判官3人とが、一緒にチームを組み、裁判を行います。さまざまな人生経験を持つ裁判員と裁判官が議論することで、これまで以上に多角的で深みのある裁判になると思われます。こうしたことの積み重ねにより、裁判は、より一層信頼されるものになることが期待されています。

国民が裁判に参加する制度は、裁判と国民との距離を縮め、裁判に対する信頼を高める役割を果たしています。こうした制度は、欧米諸国など多くの国でしっかりと根付いています。

Q3 裁判員になると何日くらい裁判所に行かなければならないのですか。

実際の審理日数は、それぞれの事件の内容などにより異なりますので、一概には言えませんが、多くは数日間で終わるのではないかと見込まれています。

なお、今回の調査は、裁判所に行く日数や間隔について、国民のみなさんの負担をできるだけ軽くするような運用を検討するため、実施しております。



Q4 裁判が1日で終わらない場合、裁判員は自宅に帰れずホテルに宿泊し続けなければならないのですか。

自宅に帰っていただいても構いません。

諸外国では、陪審員が裁判が終わるまで自宅に帰ることを許さないという例もあるようですが、我が国の裁判員制度ではそのようなことはありません。

Q5 裁判員が参加するのは、どのような事件の裁判ですか。

裁判員の参加する裁判は、地方裁判所における刑事裁判のうち、国民の関心が高い重大な事件の裁判です。

代表的な例として、次のような場合があります。

- ①人を殺した場合（殺人罪）
- ②強盗が、人にケガをさせ、あるいは、死亡させた場合（強盗致傷罪・強盗致死罪）
- ③人にケガをさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死罪）
- ④人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火罪）
- ⑤身代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身代金目的誘拐罪）



Q6 裁判員にはどのような人がどのようにして選ばれるのですか。

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する人（20歳以上の国民）の中から、くじなどで選ばれます。仮に1事件につき裁判員候補者として50人から100人が裁判所から呼ばれるとすると、1年間で約310人から620人に1人が裁判員候補者として呼ばれることとなります。

具体的には次のような手続になります。

- ①選挙人名簿をもとに翌年の裁判員候補者となる人が毎年くじで選ばれ、裁判所ごとに裁判員候補者名簿が作成されます（名簿に記載された人には、通知が行われます。）。
- ②1つの事件ごとに、くじで、その事件の裁判員候補者が選ばれます（選ばれた人には、裁判所に来てもらう日時等をお知らせします。）。
- ③裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続（候補者に対する質問など）が行われ、除外されなかった人の中から無作為にその事件の裁判員が選ばれます。



Q7 裁判員候補者として裁判所に来ることを求められたら、必ず裁判所に行かなければならないのですか。

原則として、裁判所に来ていただく義務があります。

ただし、辞退事由（辞退については、次のQ8を御覧ください。）に該当する場合には、呼出しの取消しを受けることができます。なお、正当な理由なく出頭しなかった場合は、10万円以下の過料という制裁（ペナルティ）を受ける可能性があります。

Q8 裁判員に選ばれることを辞退することはできますか。

広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。ただし、以下のような人は、申し出をして、裁判所からそのような事情があると認められれば辞退することができます。

- ①70歳以上の人
- ②地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限る）
- ③学生または生徒
- ④過去5年以内に裁判員、検察審査員等を務めたことのある人
- ⑤過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人
- ⑥一定のやむを得ない理由（※）があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人

※やむを得ない理由とは、重い病気・ケガ、同居の親族の介護・養育、事業に著しい損害が生じるおそれがあること、父母の葬式などです。



Q9 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫なのですか。

大丈夫です。裁判員の仕事に必要な「法律に関する知識」や「刑事裁判の手続」については、裁判官によって丁寧に説明されることになっています。また、裁判官と裁判員とが十分に話し合いながら評議（話し合い）を進めるので、裁判員となるみなさんが法律に関する専門的な知識を持っていることは必要ありません。さらに、検察官や弁護士も、分かりやすい裁判が行われるよう努力します。

Q10 裁判員となるために仕事を休むことはできますか。

裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、企業が解雇などをすることは法律で禁止されています。

また現在、最高裁、法務省、厚生労働省において、企業の自主的判断による「裁判員休暇」の導入を促進するため、具体策の検討を行っております。

サンプルNo.

地点番号	対象番号

調査員名

裁判員制度についてのアンケート

平成 18 年 1 月

調査主体 最高裁判所 事務総局 刑事局
調査実施機関 株式会社 NTT データ経営研究所
株式会社 日経リサーチ

皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

わたくしども株式会社日経リサーチは全国的な世論調査を行っており、皆様からいただいた意見を、貴重な資料として、各界へ反映させております。

このたび、最高裁判所からの委託を受けて、全国の 20 歳以上の方々を対象に「裁判員制度についてのアンケート」を行うことになりました。つきましては、ご多用中、恐縮でございますが、あなた様をはじめ 20 歳以上の方々からご意見を伺いたく、ご協力をお願いいたしました。

本調査は、平成 21 年 5 月までに始まる「裁判員制度」について皆様のお考えをお伺いし、よりよい制度をつくる上での参考とさせていただくために実施するものです。アンケートにお答えいただいた内容は全て統計数字として扱い、あなた様のお名前が外部に漏れるなどしてご迷惑をおかけすることは一切ございません。

お忙しいところ、誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、このアンケートを回答するにあたり、**事前に郵送させていただきました「裁判員制度とは？」を一読くださいますようお願い申し上げます。**

- 自由にご記入いただく形式の質問以外は、あなたご自身のお考えにもっとも近いと思われる項目の番号を○で囲んでください。
- このアンケートはよりよい制度を作るための重要なものですから、慎重に検討していただいた上で、ご自身のお考えをご記入くださいますようお願い致します。
- ご記入は、黒または青色の鉛筆・ペン・ボールペンでお願い致します。
- 問 1 から指示にしたがって順にお答えください。一部の方にだけお答えいただく質問もありますが、その場合は矢印 (→) で示してありますので、矢印にしたがってお答えください。
- ご回答は、回答項目が用意されている質問では、あてはまる回答項目の番号 (1、2……) を○印で囲んでください。なお、質問によって「1つだけ○」、「いくつでも○」というように○をつける数が違いますのでご注意ください。
- ご回答くださいましたアンケート調査票は、 月 日 (曜日) 時頃にいただきに伺います。何とぞ、それまでにご記入くださいますようお願い致します。
- なお、この調査の内容や記入方法についてのお問い合わせは、下記へお願い致します。



C820037(04)

日経リサーチは99年8月に財団法人日本
情報処理開発協会より、個人情報に適切な
取り扱いを行う企業に付与されるプライバ
シーマークの付与認定を受けています。

株式会社 日経リサーチ
(以下、掲載省略)

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として刑事事件に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

そこで、事前に郵送させていただきました「**裁判員制度とは？**」をご一読の上、以下の質問にお答えください。

問1. あなたは、裁判員に選ばれた場合、裁判員として裁判に参加したいですか。(1つだけ○)

- | | | |
|------------|---------------|----------|
| 1. 参加したい | 3. あまり参加したくない | 5. わからない |
| 2. 参加してもよい | 4. 参加したくない | |

問2. あなたが裁判員として今から1ヶ月後の平日(月～金)の数日間、裁判に参加しなければならない場合、障害となることは何ですか。

(いくつでも○)

- ↓
1. 裁判所に行くまでの移動が大変である
(公共交通機関がない、移動時間がかかりすぎる など)
 2. 裁判所に数日間行くための日程調整が大変である(仕事を休まなければならない など)
 3. 金銭上の負担が生じる(裁判所に行く間の給料がもらえない など)
 4. 心理的に不安である(人を裁きたくない、有罪・無罪の判断が難しそう など)
 5. 自分の健康や体調が心配である
 6. 家族の健康や体調が心配である
 7. その他
(具体的に記入: _____)
 8. 特にない →問 3(2 ページ)へ
 9. わからない →問 3(2 ページ)へ

▶ **付問1.** (問2で1～7とお答えの方にお伺いします)

その中で最も重要な障害を1つだけあげてください。(1つだけ番号を記入)

裁判員になる場合、選任手続、公判、評議などを行うために裁判所に行かなければなりません。その日数は事件によって異なります。

裁判を迅速に実施し、裁判員の負担も軽くするため、多くの事件は数日間で終了する見込みですが、中には10日を超える事件もあります。なお、裁判は原則として平日に連続して開かれますが、5日以上は途中で休廷日を入れて進行することも考えられます。

そこで、あなたが裁判に参加する際の時間的な制約についてお伺いします。

問3. あなたは、裁判員に選ばれた場合、最大何日間、連続して裁判に参加することが可能ですか。

なお、連続した日数は、5日では週の平日の毎日(月～金)、10日では2週連続の平日の毎日(月～金)を意味します。なお、午前9時に裁判所に来て、午後5時に裁判所を出ることを想定してお答えください。(1つだけ○)

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1. 1日も参加できない | 5. 11日以上 →問 4(3 ページ)へ |
| 2. 3日以内 | 6. わからない →問 4(3 ページ)へ |
| 3. 4日～5日 | |
| 4. 6日～10日 | |

→付問1. (問3で1～4とお答えの方にお伺いします)

その理由をお答えください。(いくつでも○)

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| 1. 仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事がある | |
| 2. 重い病気や怪我があって、在宅での治療や定期的な通院等が必要である | →問 4(3 ページ)へ |
| 3. 育児や介護をしなければならない家族がいる | →問 4(3 ページ)へ |
| 4. その他社会生活を営むにあたって重要な用事がある | →問 4(3 ページ)へ |
| (具体的に記入: |) |

→付問2. (付問1で1とお答えの方にお伺いします)

仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事とは、どのようなものですか。(いくつでも○)

- | | |
|---|---|
| 1. 自分で事業や店舗を営んでいる | |
| 2. 自分は会社・団体などの中で経営や業務の中心メンバーである | |
| 3. 自分の代わりはいるが、長い間仕事を代わりの者に任せることはできない | |
| 4. 自分の仕事は公的な資格や特殊な技能を必要とする | |
| 5. 自分の仕事は出来高払いである | |
| 6. 自分の仕事は締切や納期が月の間に何度も続くものである | |
| 7. 自分の仕事は日々の顧客への応対や取引に関わるものである | |
| 8. 自分の仕事はいつ発生するかわからない事態(事故・災害など)に備えるものである | |
| 9. 自分の仕事は農作物の栽培、家畜の世話、魚の養殖などである | |
| 10. 学業から離れることができない | |
| 11. 家事から離れることができない | |
| 12. その他(具体的に記入: |) |

問4. あなたが裁判員として参加する事件の裁判日数が5日である場合に、参加可能な開催方法をお選びください。なお、裁判を行う日程は、裁判員の選任の前に予め決められていると想定してお答えください。(いくつでも○)

1. 1週にまとめて月～金まで5日連続で毎日開催する方法
2. 2週にわたり、1週は3日、翌週は2日開催する方法
3. 3週にわたり、2日開催する週を2つ、1日開催する週を1つにする方法
4. 上記のうちどれも無い
5. わからない

問5. あなたが裁判員として参加する事件の裁判日数が10日である場合に、参加可能な開催方法をお選びください。なお、裁判を行う日程は、裁判員の選任の前に予め決められていると想定してお答えください。(いくつでも○)

1. 2週にまとめて月～金まで10日連続で毎日開催する方法
2. 4週にわたり、3日開催する週を2つ、2日開催する週を2つにする方法
3. 毎週2日ずつ5週連続して開催する方法
4. 上記のうちどれも無い
5. わからない

問6. 問3のように裁判が月～金まで連続して開かれるのではなく、問4や問5の2や3のように、途中で休廷日を入れながら各週に数日間ずつ開催する方法である場合、あなたは合計で最大何日間裁判に参加することが可能ですか。(1つだけ○)

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 3日以内 | 4. 11日～20日 |
| 2. 4日～5日 | 5. 21日以上 |
| 3. 6日～10日 | 6. わからない |

裁判員が裁判所に行く日時は事件によって異なりますが、その日時はおおむね 1 ヶ月前までに裁判員となる方に伝えられることになっています。

そこで、あなたの 1 年を通じた予定がどのようになっているのか、あなたは予定をどのように調整しているのかお伺いします。

問7. あなたは、1年の予定の中で、月の大半が裁判員として裁判に参加できない(忙しい)特定の月が決まっていますか。(1つだけ○)

1. 決まっている

2. おおよそ決まっている

3. ほとんど決まっていない →付問 4(6 ページ)へ

4. 決まっていない →付問 4(6 ページ)へ

5. わからない →付問 4(6 ページ)へ

付問1. (問7で1または2とお答えの方にお伺いします)

月の大半が参加できない特定の月は何月ですか。(いくつでも○)

付問2. また、参加できない特定の各月のそれぞれの理由をお答えください。(いくつでも○)

付問1 参加できない月		付問2 参加できない各月にあてはまる理由 (それぞれの月ごとで、あてはまる理由にいくつでも○)			
(いくつでも○) ↓		1. 仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事がある	2. 重い病気や怪我による通院等の自己の健康上の理由がある	3. 子供の就学、家族の一時帰宅等の同居の親族の養育、介護上の理由がある	4. その他社会生活を営むにあたって重要な用事がある ()内に具体的に記入 ください
1月	1	1	2	3	4 ()
2月	2	1	2	3	4 ()
3月	3	1	2	3	4 ()
4月	4	1	2	3	4 ()
5月	5	1	2	3	4 ()
6月	6	1	2	3	4 ()
7月	7	1	2	3	4 ()
8月	8	1	2	3	4 ()
9月	9	1	2	3	4 ()
10月	10	1	2	3	4 ()
11月	11	1	2	3	4 ()
12月	12	1	2	3	4 ()
		付問3へ (5 ページ)	どの月に関しても 1に○がつかなかった場合は付問4(6 ページ)へ		

付問3. (付問 2 のいずれかの月で、「1.仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事がある」とお答えの方にお伺いします)

あなたの仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事とは、どのようなものですか。各月ごとにお答えください。(いくつでも〇)

付問 3 あなたの仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事とは、どのようなものですか。 (それぞれの月ごとで、あてはまる理由にいくつでも〇)										
	1. 従事している事業の人事・給与関連(人事採用・異動、考課など)の繁忙期である	2. 従事している事業の経理・会計・決済関連(決算、株主総会、監査・検査、確定申告、資金調達、集金、棚卸など)の繁忙期である	3. 従事している事業の重要な会合が開催される繁忙期である	4. 従事している事業の調達・仕入れ関連の繁忙期である	5. 従事している事業の開発・製造関連の繁忙期である	6. 従事している事業の販売・サービス・マーケティング関連の繁忙期である	7. 従事している事業に影響を与える自然条件が発生する(種まき、雑草病害虫、収穫、漁場・漁の解禁、牧草刈など)	8. 家事の繁忙期である	9. 学校行事(試験、卒業式等)がある	10. その他仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事がある()内に具体的に〇記入ください
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ()
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ()
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ()
4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ()
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ()
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ()
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ()
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ()
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ()
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ()
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ()
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 ()

付問4. (全員の方にお伺いします)

あなたが、参加できない時期であるとわかるのは、その時期のどれくらい前ですか。

(1つだけ○)

1. 1年以上前	4. 1ヶ月くらい前
2. 半年くらい前	5. わからない
3. 3ヶ月くらい前	

問8. あなたは、1年の予定の中で、月の大半が裁判員として参加しやすい特定の月が決まっていますか。(1つだけ○)

1. 決まっている	3. ほとんど決まっていない →問 9(7 ページ)へ
2. おおよそ決まっている	4. 決まっていない →問 9(7 ページ)へ
	5. わからない →問 9(7 ページ)へ

→ **付問1. (問 8 で 1 または 2 とお答えの方にお伺いします)**

月の大半が参加しやすい特定の月は何月ですか。(いくつでも○)

→ **付問2. また、参加しやすい特定の各月のそれぞれの理由をお答えください。(いくつでも○)**

付問 1 参加しやすい月		付問 2 参加しやすい各月にあてはまる理由 (それぞれの月ごとで、あてはまる理由にいくつでも○)			
(いくつでも○) ↓		1. 休暇が多い、休暇 が取りやすい月で ある	2. 従事している事 業の閑散期であ るため、都合が つやすい	3. その他参加し やすい理由があ る ()内に具体的 にご記入ください	
1月	1	→	1	2	3 ()
2月	2	→	1	2	3 ()
3月	3	→	1	2	3 ()
4月	4	→	1	2	3 ()
5月	5	→	1	2	3 ()
6月	6	→	1	2	3 ()
7月	7	→	1	2	3 ()
8月	8	→	1	2	3 ()
9月	9	→	1	2	3 ()
10月	10	→	1	2	3 ()
11月	11	→	1	2	3 ()
12月	12	→	1	2	3 ()

問9. あなたが5日間の予定(例 仕事上の出張等の重要な用事)を入れる場合、ふつう、いつ頃から日程調整を始めますか。(1つだけ○)

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1. 1ヶ月以内 | 5. 4ヶ月から5ヶ月くらい前 |
| 2. 1ヶ月半くらい前 | 6. 半年以上前 |
| 3. 2ヶ月くらい前 | 7. わからない |
| 4. 3ヶ月くらい前 | |

問10. あなたが10日間の予定(例 仕事上の出張等の重要な用事)を入れる場合、ふつう、いつ頃から日程調整を始めますか。(1つだけ○)

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1. 1ヶ月以内 | 5. 4ヶ月から5ヶ月くらい前 |
| 2. 1ヶ月半くらい前 | 6. 半年以上前 |
| 3. 2ヶ月くらい前 | 7. わからない |
| 4. 3ヶ月くらい前 | |

国民が裁判員として、参加しやすくするための環境整備について、お伺いします。

問11. 会社に勤めるサラリーマンなどが裁判員の役目を果たしやすいようにするため、あなたはどのようになればよいと思いますか。

(いくつでも○)

- ↓
1. 会社の経営者や幹部の間に、裁判員制度への理解を広める
 2. 裁判員の役目を果たすために仕事を休んだ場合は、会社が有給休暇扱いにする
 3. 裁判員の役目を果たすために収入が減った場合に、経済的に十分な補償をする
 4. 裁判所が、裁判員に選ばれる人の仕事の日程の都合を考慮する
 5. その他

(具体的に記入: _____)

6. わからない →問 12(8 ページ)へ

▶ **付問1.** (問 11 で 1~5 とお答えの方にお伺いします)

その中で最も重要だと思うことを1つだけあげてください。(1つだけ番号を記入)

問12. 高齢者の介護や子供の養育をしている人が裁判員の役目を果たしやすいようにするため、あなたは、どのようにすればよいと思いますか。

(いくつでも○)

1. 裁判員制度を広く社会に周知させて、配偶者(妻や夫)や親戚、近所の人たちに家族の介護や養育をお願いしやすい環境を作る
2. 必要なときに、介護施設や育児施設を利用しやすくする
3. 介護施設や育児施設を利用した場合に、経済的に十分な補償をする
4. 裁判所が、裁判員に選ばれる人の介護や養育の日程の都合を考慮する
5. その他
(具体的に記入: _____)
6. わからない →問 13 へ

▶ **付問1.** (問 12 で 1~5 とお答えの方にお伺いします)

その中で最も重要だと思うことを1つだけあげてください。 (1つだけ番号を記入)

問13. あなたが裁判員として刑事裁判に参加する場合、裁判の進め方については、どのようにすればよいと思いますか。

(いくつでも○)

1. 調べる証拠は、できるだけ法廷で直接見たり聞いたりして分かるものにして、読まなければならない書類はなるべく少なくすむようにする
2. 検察官や弁護人が自らの考えを主張するときは、図面を活用するなどして、なるべく分かりやすい説明をするように心がける
3. できるだけ専門用語は使わないようにする
4. 裁判員と裁判官が評議をするときは、裁判官は裁判員が自由に発言しやすいように配慮する
5. 裁判員が、事件の関係者から脅迫を受けるようなことがないよう裁判員を十分に保護する
6. その他
(具体的に記入: _____)
7. わからない →問 14(9 ページ)へ

▶ **付問1.** (問 13 で 1~6 とお答えの方にお伺いします)

その中で最も重要だと思うことを1つだけあげてください。(1つだけ番号を記入)

【最後に、あなたご自身のことについてお伺いします】

問14. あなたの満年齢を教えてください。(1つだけ○)

- | | |
|--------|----------|
| 1. 20代 | 4. 50代 |
| 2. 30代 | 5. 60代 |
| 3. 40代 | 6. 70歳以上 |

問15. あなたの性別を教えてください。(1つだけ○)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問16. 配偶者(妻や夫)の有無について教えてください。(1つだけ○)

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 配偶者がいる | 2. 配偶者はいない |
|-----------|------------|

問17. 同居している家族がいる方にお聞きします。あなたの家族についてあてはまるものに○をつけてください。(いくつでも○)

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. 未就学の子供がいる | 4. 介護を要する家族がいる |
| 2. 小学1～3年生の子供がいる | 5. 1～4のいずれにもあてはまらない |
| 3. 小学4～6年生の子供がいる | |

問18. あなたの最もあてはまる職業は次のどれにあたりますか。(1つだけ○)

1. お勤め(経営管理者・社員・職員など)→問 19・問 20・問 21(11 ページ)・問 22・問 24 をお答えください
2. お勤め(パート・アルバイト)→問 19・問 20・問 21(11 ページ)・問 22・問 24 をお答えください
3. 自営・自由業→問 19・問 23(11 ページ)・問 24 をお答えください
4. その他の職業→問 19・問 24(11 ページ)をお答えください
(具体的に記入：)
5. 専業主婦(仕事を持っている人は1～4から選択)→問 25(12 ページ)へ
6. 学生→問 25(12 ページ)へ
7. 無職→問 25(12 ページ)へ

問19. (問 18 で1～4(職業をお持ちの方)とお答えの方にお伺いします)

あなたの業種は次のどれにあたりますか。最もあてはまるものを1つだけお選びください。

(1つだけ○)

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 1. 農林漁業・鉱業 | 11. 電力・ガス・水道 |
| 2. 建設業 | 12. マスコミ(映画・放送・新聞・出版・広告業) |
| 3. 製造業(新聞・出版除く) | 13. 病院・診療所 |
| 4. 卸売・代理商・仲立業 | 14. 福祉(児童・老人・障害者・介護など) |
| 5. 小売業 | 15. 学校(公立) |
| 6. 飲食・宿泊業 | 16. 学校(私立) |
| 7. 金融・証券・保険業 | 17. 公務(公立学校教職員を除く) |
| 8. 不動産業 | 18. その他のサービス業
(具体的に記入：) |
| 9. 運輸業 | 19. その他の業種
(具体的に記入：) |
| 10. 通信業 | |

問20. (問 18 で1または2(お勤め)とお答えの方にお伺いします)

あなたの職種は次のどれにあたりますか。(1つだけ○)

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| 1. 役員 | 6. 技能工・生産工程従事職 |
| 2. 部・課長(管理職) | 7. 運転職 |
| 3. 事務職 | 8. 保安職(警察官・自衛官・警備員など) |
| 4. 販売・営業職(外交員を含む) | 9. 専門職(医師・医療関係職・弁護士・会計士・教職など) |
| 5. 技術職(研究職・技術職など) | 10. その他の職種
(具体的に記入：) |

問21. (問 18 で 1 または 2 (お勤め) とお答えの方にお伺いします)

あなたのお勤め先の会社・組織全体の従業員数はどのくらいですか。(1つだけ○)

- | | | |
|-----------|-------------|-----------------|
| 1. 1～29人 | 3. 100～299人 | 5. 1,000～4,999人 |
| 2. 30～99人 | 4. 300～999人 | 6. 5,000人以上 |

問22. (問 18 で 1 または 2 (お勤め) とお答えの方にお伺いします)

あなたのお勤め先の事業所(営業所・店舗・学校など)全体の従業員数はどのくらいですか。
(1つだけ○)

- | | | |
|-----------|-------------|-------------|
| 1. 1～4人 | 4. 30～99人 | 7. 1,000人以上 |
| 2. 5～9人 | 5. 100～299人 | |
| 3. 10～29人 | 6. 300～999人 | |

問23. (問 18 で「3. 自営・自由業」とお答えの方にお伺いします)

あなたの職種は次のどれにあたりますか。(1つだけ○)

- | |
|--------------------------------|
| 1. 農林漁業 |
| 2. 個人経営の経営主(建設・製造・印刷・運送店などの経営) |
| 3. 販売店主(卸・小売店・飲食店・不動産・保険代理業など) |
| 4. 専門職(医師・弁護士・会計士・作家・芸能人など) |
| 5. 自営・自由業の家業手伝い |
| 6. その他の職種
(具体的に記入:) |

問24. (問 18 で 1～4(職業をお持ちの方)とお答えの方にお伺いします)

次の職業の中に、あなたの職業にあてはまるものはありますか。(1つだけ○)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. あてはまるものがある | 2. あてはまるものがない |
|---------------|---------------|

国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
大学または大学院の法律学の教授、助教授
都道府県知事および市町村長(特別区長も含む)
自衛官、裁判官、検察官、弁護士、警察官、司法警察職員として職務を行う者、弁理士、
司法書士、公証人、裁判所職員、法務省職員、司法修習生

問25. (全員の方にお伺いします。本調査票と一緒に配布しました「地方裁判所一覧」をご覧になりながらお答えください)

あなたのお住まいの地域を管轄する該当の裁判所まで行くために、あなたが利用する交通手段を教えてください。(1つだけ○)

※ 公共交通機関を優先することを想定してお答えください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 公共交通機関を利用して、裁判所まで行くことができる2. 一部の区間について自家用車等も利用するが、公共交通機関を利用して、裁判所まで行くことができる3. 公共交通機関がない(全て自家用車等を利用せざるを得ない)4. 徒歩や自転車で行ける |
|--|

問26. また、**問 25** **でお答えの交通手段を利用した場合の**あなたのご自宅から裁判所までの所要時間を教えてください。(1つだけ○)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 1時間以内2. 2時間以内3. 3時間以内4. 3時間超 |
|--|

アンケートは以上で終わりです。

調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

調査員がアンケート調査票の回収に伺いますので、お渡しください。

地方裁判所一覧

【北海道】

調査票の間25と間26をお答えいただく際に参照してください。
以下の○印の裁判所に赴いていただく想定でお答えください。

北海道（札幌エリア）

	札幌地方裁判所	地下鉄東西線 西11丁目駅 徒歩3分
	札幌市中央区大通西11丁目	JR札幌駅 バス7分+徒歩2分

北海道（函館エリア）

	函館地方裁判所	JR函館駅 バス10分+徒歩5分
	函館市上新川町1-8	JR函館駅 市電10分+徒歩5分

北海道（旭川エリア）

	旭川地方裁判所	JR旭川駅 バス20分+徒歩2分
	旭川市花咲町4丁目	

北海道（釧路エリア）

	釧路地方裁判所	JR釧路駅 バス25分+徒歩3分
	釧路市柏木町4-7	

地方裁判所一覧

【東北】

調査票の間25と間26をお答えいただく際に参照してください。
以下の○印の裁判所に赴いていただく想定でお答えください。

宮城県

	仙台地方裁判所	JR仙台駅 バス5分＋徒歩2分
	仙台市青葉区片平1-6-1	

福島県

	福島地方裁判所	JR福島駅 バス15分＋徒歩1分
	福島市花園町5-45	

山形県

	山形地方裁判所	JR山形駅 バス15分＋徒歩1分
	山形市旅籠町2-4-22	

岩手県

	盛岡地方裁判所	JR盛岡駅 バス10分＋徒歩1分
	盛岡市内丸9-1	

秋田県

	秋田地方裁判所	JR秋田駅 バス12分＋徒歩2分
	秋田市山王7-1-1	

青森県

	青森地方裁判所	JR青森駅 徒歩15分
	青森市長島1-3-26	

地方裁判所一覧

【首都圏】

調査票の間25と間26をお答えいただく際に参照してください。
以下の○印の裁判所に赴いていただく想定でお答えください。

東京都

	東京地方裁判所	東京メトロ丸ノ内線・日比谷線 霞ヶ関駅 徒歩1分
	千代田区霞が関1-1-4	

神奈川県

	横浜地方裁判所	JR関内駅 徒歩10分 市営地下鉄 関内駅 徒歩10分 みなとみらい線 日本大通り駅 徒歩1分
	横浜市中区日本大通9	

埼玉県

	さいたま地方裁判所	JR浦和駅 徒歩15分 JR中浦和駅 徒歩20分
	さいたま市浦和区高砂3-16-45	

千葉県

	千葉地方裁判所	JR千葉駅 徒歩15分 京成千葉線 千葉中央駅 徒歩8分
	千葉市中央区中央4-11-27	

地方裁判所一覧

【北関東・甲信越】

調査票の問25と問26をお答えいただく際に参照してください。
以下の○印の裁判所に赴いていただく想定でお答えください。

茨城県

	水戸地方裁判所	JR水戸駅 徒歩10分
	水戸市大町1-1-38	

栃木県

	宇都宮地方裁判所	JR宇都宮駅 バス15分+徒歩1分 東武宇都宮線 東武宇都宮駅 徒歩10分
	宇都宮市小幡1-1-38	

群馬県

	前橋地方裁判所	JR前橋駅 バス6分+徒歩2分
	前橋市大手町3-1-34	

山梨県

	甲府地方裁判所	JR甲府駅 徒歩10分
	甲府市中央1-10-7	

長野県

	長野地方裁判所	JR長野駅 バス10分+徒歩1分
	長野市旭町1108	

新潟県

	新潟地方裁判所	JR新潟駅 バス15分+徒歩3分
	新潟市学校町通1番町1番地	

地方裁判所一覧

【東海・北陸】

調査票の問25と問26をお答えいただく際に参照してください。

以下の○印の裁判所に赴いていただく想定でお答えください。

静岡県

	静岡地方裁判所	JR静岡駅 バス5分＋徒歩5分
	静岡市葵区追手町10-80	

愛知県

	名古屋地方裁判所	地下鉄名城線 市役所駅 徒歩5分 地下鉄鶴舞線・桜通線 丸の内駅 徒歩10分
	名古屋市中区三の丸1-4-1	

三重県

	津地方裁判所	近鉄名古屋線 津新町駅 徒歩20分 JR津駅 バス10分＋徒歩1分
	津市中央3-1	

岐阜県

	岐阜地方裁判所	JR岐阜駅 バス10分＋徒歩1分 名鉄 新岐阜駅 バス10分＋徒歩1分
	岐阜市美江寺町2-4-1	

福井県

	福井地方裁判所	JR福井駅 徒歩15分 JR福井駅 バス5分＋徒歩2分
	福井市春山1-1-1	

石川県

	金沢地方裁判所	JR金沢駅 バス15分＋徒歩1分
	金沢市丸の内7-2	

富山県

	富山地方裁判所	JR富山駅 バス10分＋徒歩1分
	富山市西田地方町2-9-1	

地方裁判所一覧

【近畿】

調査票の間25と間26をお答えいただく際に参照してください。

以下の○印の裁判所に赴いていただく想定でお答えください。

大阪府

	大阪地方裁判所	地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅 徒歩7分
	大阪市北区西天満2-1-10	京阪本線 淀屋橋駅 徒歩7分

京都府

	京都地方裁判所	地下鉄 丸太町駅 徒歩5分
	京都市中京区菊屋町	

兵庫県

	神戸地方裁判所	JR神戸駅 徒歩7分
	神戸市中央区橘通2-2-1	神戸高速鉄道 高速神戸駅 徒歩5分 市営地下鉄 大倉山駅 徒歩5分

奈良県

	奈良地方裁判所	近鉄奈良線 奈良駅 徒歩3分
	奈良市登大路町35	JR奈良駅 バス10分+徒歩3分

滋賀県

	大津地方裁判所	JR大津駅 徒歩3分
	大津市京町3-1-2	

和歌山県

	和歌山地方裁判所	JR和歌山駅 バス10分+徒歩3分
	和歌山市二番丁1番地	

地方裁判所一覧

【中国・四国】

調査票の間25と間26をお答えいただく際に参照してください。

以下の○印の裁判所に赴いていただく想定でお答えください。

広島県

	広島地方裁判所	広電白島線 縮景園前駅 徒歩5分 アストラムライン 城北駅 徒歩10分
	広島市中区上八丁堀2番43号	

山口県

	山口地方裁判所	JR山口駅 徒歩2分
	山口市駅通り1-6-1	

岡山県

	岡山地方裁判所	JR岡山駅 徒歩15分
	岡山市南方1-8-42	

鳥取県

	鳥取地方裁判所	JR鳥取駅 バス10分+徒歩2分
	鳥取市東町2丁目223番地	

島根県

	松江地方裁判所	JR松江駅 バス10分+徒歩3分
	松江市母衣町68番地	

香川県

	高松地方裁判所	JR高松駅 徒歩7分
	高松市丸の内1-36	

徳島県

	徳島地方裁判所	JR徳島駅 徒歩10分
	徳島市徳島町1-5	

高知県

	高知地方裁判所	JR高知駅 バス15分+徒歩1分 JR高知駅 路面電車12分+徒歩2分
	高知市丸ノ内1-3-5	

愛媛県

	松山地方裁判所	JR松山駅 市内電車11分+徒歩3分
	松山市一番町3-3-8	

地方裁判所一覧

【九州・沖縄】

調査票の間25と間26をお答えいただく際に参照してください。

以下の○印の裁判所に赴いていただく想定でお答えください。

福岡県

	福岡地方裁判所	地下鉄 赤坂駅 徒歩5分
	福岡市中央区城内1-1	西鉄福岡(天神)駅 バス5分+徒歩5分

佐賀県

	佐賀地方裁判所	JR佐賀駅 バス5分+徒歩約5分
	佐賀市中の小路3-22	

長崎県

	長崎地方裁判所	JR長崎駅 徒歩15分
	長崎市万才町9-26	JR長崎駅 市内電車3分+徒歩5分

大分県

	大分地方裁判所	JR大分駅 徒歩15分
	大分市荷揚町7-15	

熊本県

	熊本地方裁判所	JR上熊本駅 徒歩15分
	熊本市京町1-13-11	市電 市役所前電停 徒歩15分

鹿児島県

	鹿児島地方裁判所	JR鹿児島駅 徒歩10分
	鹿児島市山下町13-47	市役所前電停及び市役所前バス停 徒歩3分

宮崎県

	宮崎地方裁判所	JR宮崎駅 徒歩15分
	宮崎市旭2-3-13	

沖縄県

	那覇地方裁判所	松尾バス停 徒歩15分
	那覇市樋川1-14-1	那覇高校前バス停 徒歩5分 開南バス停 徒歩7分